

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎報第1号の説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 日程により、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度下田市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志） おはようございます。

それでは、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度下田市一般会計補正予算（第7号））につきまして御説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

報第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第2号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり令和6年3月29日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により議会の承認を求めらるものでございます。

別紙水色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、補正予算書の2ページから5ページに記載のとおり、2款地方譲与税から21款市債につきまして、主に国・県補助金と基金繰入れ、地方債の確定等による増減の補正でございます。

歳出につきましては、補正予算書の6ページから7ページに記載のとおり、2款総務費から11款公債費までの主に国庫補助事業や各種基金及び地方債を活用した事業の確定、精算に伴う補正措置と財源調整として、12款予備費を増額するものでございます。

それでは、改めまして補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度下田市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるもので、第1条歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出

それぞれ4,888万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億6,941万5,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

次に、第2条、繰越明許費の補正でございますが、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によるというもので、補正予算書の8ページをお開きください。

繰越明許費の追加は3件で、1件目は、9款教育費、3項中学校費、事業名は中学校管理事業（旧稲梓中学校校舎解体工事）で、金額は2,392万円、校舎の解体工事自体は完了しておりますが、それに伴い一時撤去した体育館のケーブルの付け替え及び外構工事について繰り越すもの、2件目は、9款教育費、6項学校給食費、事業名は学校給食管理運営事業（学校給食センターボイラー給湯温度制御修繕）で、金額は315万7,000円、3件目は、9款教育費、7項市民文化会館費、事業名は下田市民文化会館管理運営事業（下田市民文化会館小ホール空調設備改修工事）で、金額は461万9,000円。いずれも、ケーブル等資材の不足により遅れを生じ、年度内の執行が不可能となったため繰り越すものでございます。

次に、第3条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為の補正」によるというもので、補正予算書の9ページをお開きください。

「第3表 債務負担行為の補正」は4件で、いずれも利子補給補助金の削除でございます。

1件目は、農林水産業災害対策資金利子補給補助金、2件目は、農業経営基盤強化資金利子助成補助金、3件目は経済変動対策特別資金利子補給補助金、4件目は、災害対策資金利子補給補助金で、いずれも令和5年度中に新たな融資実績がなかったことから、削除するものでございます。

1ページにお戻りください。

第4条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるというもので、補正予算書の10ページをお開きください。

地方債の変更は6件で、いずれも事業費の確定により、起債の金額を減額するものでございます。

1件目、起債の目的、新庁舎建設工事は、建設設計業務委託における基本設計と実施設計の割合が確定したことに伴い、地方債対象事業費が減となるもので、限度額9億4,280万円

を9億3,900万円に変更するもの、2件目、河川緊急浚渫事業は、事業費の確定により、限度額2,300万円を1,980万円に変更するもの、3件目、中学校解体事業は、地方債対象事業費の確定により、限度額9,900万円を7,740万円に変更するもの、4件目、下田市民スポーツセンター改修事業は、事業費の確定により、限度額2,830万円を2,480万円に変更するもの、5件目、過疎対策事業債は、市民文化会館の改修事業費の確定により、限度額3億840万円を3億440万円に変更するもの、6件目、公共河川道路橋梁施設災害復旧事業は、事業費の確定により、限度額250万円を230万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、補正予算の概要により御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画課関係、14款2項1目3節国庫・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金161万2,000円の増額は、国庫補助事業地方負担分に対する追加交付及び事業費の確定による充当額の変更でございます。

18款2項1目3節ふるさと応援基金繰入金1,065万円の減額は、事業費の確定による充当金額の変更、18款2項1目14節庁舎建設基金繰入金379万5,000円の増額は、起債対象事業費の確定によるもので、新庁舎設計業務委託料の確定により基本設計分の割合が増となったことから、地方債を減額し、基金に振り替えたものでございます。

20款5項4目20節雑入238万3,000円の増額は、交付額の確定によるもの、財務課関係、2款1項1目1節地方揮発油譲与税の総額から、4ページ、5ページをお開きください。

10款1項1目2節特別交付税の増減までは、交付額の確定によるもので、その主なものは、6款法人事業税交付金1,584万4,000円の増額、7款地方消費税交付金1,949万円の減額及び10款特別交付税9,347万3,000円の増額で、2款から10款までの譲与税等の補正金額の合計は、合わせて1億494万1,000円の増となるものでございます。

続きまして、17款1項1目1節一般寄附金10万円の増額は、1件の一般寄附を受け入れたもの、21款1項1目1節総務債380万円の減額から6ページの同11目1節現年発生補助災害復旧事業債20万円の減額までは、補正内容欄等に記載のとおり、先ほど予算書の10ページにて御説明申し上げました地方債の補正6件でございます。

6ページにお戻りください。

防災安全課関係、11款1項1目1節交通安全対策特別交付金72万2,000円の減額は、交付

額の確定によるもの、産業振興課関係、14款2項4目1節国庫・林業費補助金47万6,000円の減額から15款2項5目1節県費・商工費補助金38万1,000円の減額までは、各交付額の確定によるもの、18款2項1目7節みどりの基金繰入金41万9,000円の減額及び同8節森林環境整備促進基金繰入金1万9,000円の減額は、充当先事業費の確定に伴うもの、8ページ、9ページをお開きください。建設課関係、14款1項4目1節国庫・土木施設災害復旧費負担金50万9,000円の減額から15款2項6目3節県費・住宅費補助金117万5,000円の減額までは、事業費の確定によるもの、18款2項1目10節景観まちづくり基金繰入金37万2,000円の減額は、充当事業費の確定に伴うものでございます。

学校教育課関係、18款2項1目13節学校施設整備基金繰入金500万円の減額は、一般財源に振り替えたことにより減とするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページの歳出でございますが、企画課関係でございます。

2款1項16目0225新庁舎等建設推進事業1万5,000円の減額は、事業費の確定に伴う減額、財務課関係、11款1項2目7710起債利子償還事務48万7,000円の減額及び同7711一時借入金等利子事務50万円の減額は、不用額でございます。

12款1項1目予備費8,783万9,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、2款8項1目0864防災施設等整備事業127万4,000円の減額は、事業費の確定によるもの、産業振興課関係、2款1項10目0246移住交流居住推進事業60万円の減額から5款2項1目3350林業振興事業6,000円の減額、同3353鳥獣被害対策事業328万9,000円の減額、同3360美しい里山づくり事業21万円の減額、同2目3400市営分収林事業30万7,000円の減額、同4項3目3807漁港小規模局部改良事業47万5,000円の減額及び同4項3目3809田牛漁港海岸保全施設整備事業862万円の減額までは、いずれも各種委託補助金の確定に伴う減額でございます。

6款1項2目4051中小企業金融対策事業2,000円の削除は、融資実績がなかったため、それぞれの科目存置を削除するもの、同4052企業誘致推進事業100万円の減額は、サテライトオフィス整備事業補助金の確定によるもの、同3目4100消費者行政事業38万1,000円の減額は、補助事業費の確定による不用額でございます。

建設課関係、7款1項2目4501地籍調査事業337万7,000円の減額は、事業費の確定、同2項1目4550道路維持事業104万7,000円の増額のうち、道路構造物点検業務委託12万1,000円の減は不用額、修繕費116万8,000円の増は、3月29日の大雨に係る倒木撤去等6か所分の対応経費でございます。

同 4 目 4700 橋梁維持事業 38 万円の減額、12 ページ、13 ページをお開きください。同 3 項 1 目 4800 河川維持事業 314 万 5,000 円の減額は、事業費確定による不用額、同 2 目 4900 排水路維持事業 90 万円の増額は、3 月 29 日の大雨に係る崩土除去等 4 か所分の対応経費で、さきに説明いたしました 4550 道路維持事業の対応経費も含め、いずれも撤去等の軽微な修繕であったため、全て年度内に完了しているものでございます。

同 5 項 1 目 5151 都市計画マスタープラン推進事業 1 万円の減額から同 5161 景観推進事業 92 万円の減額、同 7 項 1 目 5600 市営住宅維持管理事業 55 万 2,000 円の減額、同 2 目 5620 耐震改修支援事業 279 万 8,000 円の減額、10 款 2 項 1 目 7304 公共河川災害復旧事業（5 月 15 日災）9,000 円の減額及び同 2 目 7364 公共道路橋梁施設災害復旧事業（5 月 15 日災）75 万 3,000 円の減額までは、いずれも事業費の確定による不用額でございます。

生涯学習課関係、9 款 5 項 3 目 6752 下田市民スポーツセンター管理運営事業 394 万 3,000 円の減額及び同 7 項 1 目 6900 下田市民文化会館管理運営事業 784 万 4,000 円の減額は、補正内容欄に記載のとおり、事業費の確定によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第 1 号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第 2 号 令和 5 年度下田市一般会計補正予算（第 7 号）の説明を終わらせていただきます。

御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12 番 沢登英信議員。

○12 番（沢登英信） 説明資料の 5 ページの確定ということでございますが、特別交付税が 9,347 万 3,000 円、それなりの対象が増えたということだろうとは思いますが、この点について、もう少し詳しくお尋ねをしたいと思います。

それから、11 ページの田牛の海岸保全施設の整備事業、これも事業確定で 862 万円要らないという、こういう御説明でありましたが、どういう事情で、この 800 万円からの減額となったのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） それでは、財務課からは特別交付税の関係について御説明申し上げます。

特別交付税につきましては、普通交付税では捕捉されない特別な財政需要に対し交付され

るものでございます。年に2回、12月と3月に交付されるもので、交付額が決定するのは3月議会終了後の3月末になってございます。そのため、毎年、年度末の最終専決により補正しているところでございます。

その内容といたしましては、ルール分とルール外というものに分けられ、ルール分といたしましては、例えば地域おこし協力隊ですとか、先般、一般質問でも取り上げられました企業人の関係、そういったものが含まれてございます。

ルール外につきましては、主に災害であったり、特別な要因で、全国的な災害ですね、例えば能登のような大きな災害等があると、そちらに重点配分されるという形になるかと思えます。

国の特別交付税の予算というものは、交付税総額の6%というふうに定められておりますので、そのため様々な全国の要因に左右されて配分されることとなります。

ですから、過度に期待することはできないという形になっています。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 私からは、田牛漁港海岸保全施設整備事業に係る減額について御説明を申し上げます。

この事業につきましては、令和5年度におきましては、令和5年度には、当時、地籍測量等地盤調査、それから堤防部分の実施設計、それから陸閘・水門の部分の予備設計というものを発注したところでございます。この減額については、入札の差金という形でございます。

今回、このうち2つの委託事業については、繰越しのほうをさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） そうしますと、この特別交付税の9,300万円は、この今回の今年度の特徴としては、この地域おこし協力隊であるとか企業人の、いわゆるルール分が増えたので増えたと。災害は、ほぼ例年と同じ程度の災害状況かと思えますので、そういう理解でよろしいのかということと、それからもう1点、11ページの鳥獣被害対策の防止対策の補助事業でございしますが、これは減額になっていると。特に、今、そういう意味では、各地で鳥獣対策はより一層進めてほしいという要望等が出ていようかと思えますが、そういう中で、確定とは言いながら予算減という事態はどう理解したらいいのか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） まず、特別交付税の交付につきましては、ルール分という部分で比べた場合、令和4年に比べまして令和5年の算定額は確かに増えてございます。

しかしながら、交付額の総額につきましては、その内訳というものは、交付されてございませんので、明確に何の要因で幾らという部分をお答えすることはちょっとできないという形です。

ルール分といたしましては、数百万円の金額の増という形となっております。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 私からは、鳥獣被害防止対策事業費補助金、こちらのほうの減額ということでございます。

こちらにつきましては、鳥獣被害防止のための農地とかに設置をする電気柵であったり、そういったものの設置に係る補助ということで実施をしております。

令和2年当時は、全体で340万円ぐらいの形で御利用いただいていたのですが、それ以降、令和3年度には180万円程度、令和4年度には108万円、令和5年度は全部で130万円と、また少し増えてきております。

この減少の要因としましては、一定程度、もうこの事業についてはかなり長く実施をしているところもございますので、一定程度、農地への設置というところが進んでいると。近年、増えてきているのが、それが老朽化して、さらにやり替えたいよとか、イノシシというのが、今、豚熱の関係で少し減ってはきているんですが、鹿が多くなってきていると。鹿に対応するためには、少し柵を高くしたりとか、そういったもので御利用いただいていると、そういったような状況です。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございませんか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 補正予算書のほうからと概要のほうから1件ずつ質問させていただきま

す。まず、補正予算書の8ページ、第2表の繰越明許費補正の関係でございませ

3件の繰越明許があるということで、これらの3つの事業は既に完了しているのかどうか。また、未定の場合は、予定日などを教えていただきたいと思

2件目が、補正予算書の概要の12、13ページ、耐震改修支援事業のうち、木造住宅耐震改修事業費補助金が270万円減額ということで、恐らく補助対象の件数が少なかったのか、対象事業費が少なかったのかと思われますので、この減額が見込みに対して何が減っていたのかお尋ねさせていただくと、このことを踏まえて、新たな耐震改修事業費補助金の補助率を上げたり対象範囲を広げたりするようなお考えがあるか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） それでは、繰越事業ですが、中学校管理事業の、まず旧稲梓中学校の校舎解体工事につきましては、7月の末を完成予定ということで繰越しをさせていただいております。

もう一つの学校教育課関係、学校給食管理運営事業の給食センターボイラーの給湯温度制御修繕のほうは、4月末に完了しております。

以上です。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 木造住宅の減額につきましては、当初5件を予定したものが4件になったという理由でございます。

これからの補助金につきましては、「TOUKAI-0」が来年度終了する等々の関係もありますので、県の動向も思慮しながら考えていきたいと思っておりますので、今、具体的に、こうしていくという例はございません。

以上です。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木豊仁） 繰越明許費補正の市民文化会館小ホール空調設備改修工事分の完了ですけれども、6月28日に完了予定となっております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議ないものと認めます。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度下田市一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報第2号から報第5号の説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）、以上4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） それでは、報第2号から報第5号までの専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

その前に、一言だけ申し上げます。

今回、このような形で議会に御説明することになり、申し訳ございません。事務を引き継ぐ者として深く反省し、お詫び申し上げます。

それでは、お手数でございますが、議案件名簿2ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、3ページ、専第3号は、下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙4ページから7ページのとおり制定するものでございます。

お手数でございますが、議案説明資料の1ページをお開きください。

1ページ、専第3号、説明資料①をお開き願います。

今回の条例改正は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正のうち、令和6年3月31日に経過措置切れ等により義務化となるものなど、令和6年4月1日までに定める必要のある条例の一部を改正し、令和6年3月29日に専決処分したことにつきまして御報告するものでございます。

議案説明資料の2ページ、専第3号、説明資料2をお開きください。

初めに、今回の4条例を改正するに当たり、それぞれの条例がどのようなサービスを定めているか、介護保険制度の概要と県・市の役割、そしてサービスの種類について御説明した上で、それぞれの条例改正について御説明申し上げます。

初めに、介護保険制度を利用する場合の手順を簡単に説明いたします。

図は、左から右に手順が移ってまいります。

初めに、介護保険サービスを利用されたい方は、要介護認定の申請を行います。申請後に申請者の状態を調査・審査・判定が行われ、要介護度の認定がなされます。

要介護度には、非該当、要支援、要介護と区分され、この介護度によって、その方法、その方が介護保険制度における利用できるサービスの方法や利用料が定められ、要支援では、介護予防サービスのケアプラン、要介護では、介護サービスのケアプランが作成され、それぞれのプランに沿って提供されるサービスを利用します。

このサービスには、県が指定する事業と市が指定する事業があり、本件は、市が指定する

サービスに係る4つの条例を一部改正するものでございます。

続いて、介護保険サービスの種類について御説明申し上げます。

3ページ、専第3号、説明資料3を御覧ください。

介護保険サービスは大きく5つに分類され、介護予防サービスは、図右列の要支援に係るもの、介護サービスは、図左列の要介護に係るものという2つの縦方向の区分に分けられ、それぞれ居宅サービスと地域密着型サービスといった横方向の区分に分かれ、さらに要介護2は、下段の県指定の施設サービスが存在します。

市では、上段の居宅サービスと中段の地域密着型サービスの4つのサービスの基準を定めることとなっており、太字の表記の部分が該当いたします。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げますので、議案説明資料の1ページにお戻りいただきます。

専第3号、説明資料①となります。

初めに、改正の概要ですが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正のうち、令和3年度介護報酬改定において設けられた経過措置が令和6年3月31日をもって終了などにより、令和6年4月1日までに定める必要のある条例を改正するものでございます。

2 改正の主な内容につきましては、1つに、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第5条による改正に伴い、主な項目は9つあり、アとして、第2条、19条、23条に規定される運営規程等の提示に係る見直し、イとして、第2条、28条の2に規定される高齢者虐待防止の推進に係る事項、ウとして、第6条に規定される利用者への説明、同意等に係る見直し、エとして、第6条、32条に規定される介護予防支援の充実に係る事項、オとして、第20条に規定されるハラスメント対策の強化に係る事項、カとして、第20条の2に規定される業務継続に向けた取組の強化に係る事項、キとして、第22条の2に規定される感染症対策の強化に係る事項、クとして、第32条に規定される会議や多職種連携におけるICTの活用に係る事項、ケとして、第35条に規定される記録の保存等に係る見直しとなります。

2つ目として、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令第35条による改正に伴い、第6条に規定される電磁的記録媒体に関する事項が改正されました。

主な改正内容は、新旧対照表により御説明申し上げますので、4ページ、専第3号、説明

資料4をお開き願います。

左が改正前、右が改正後となります。なお、本条例における法とは、介護保険法を示しておりますことをあらかじめ御説明申し上げます。

主な変更内容は、まず目次の第5章の次に「第6章 雑則」の追加、第2条、基本方針、第3項中の項ずれ修正、第4項中に「指定特定相談支援事業者」の追加、第5項に「虐待防止等に係る措置」の追加、第6項に「運営規程等の関連情報活用等」の追加、第6条、内容及び手続の説明及び同意、第2項中に「利用者への説明、同意等に係る見直し」、第3項に「医療機関等との連携」の追加。

6ページをお開き願います。

第4項第2号の用語を「電磁的記録媒体」へ修正、第19条、運営規程第1項第6号に「虐待防止措置」の追加、第20条、勤務体制の確保、第4項にハラスメント対策として、「担当職員の就業環境を確保するための措置」の追加。

8ページをお開きください。

第20条の2、業務継続計画の策定等、第1項に「業務継続計画の策定措置」、第2項に「研修・訓練の実施」、第3項に「定期的な計画の見直し」を追加、第22条の2、「感染症の予防及びまん延防止のための措置」の追加、第23条、掲示、第2項に「掲示」の追加、第28条の2、「虐待の防止」の追加、第30条、記録の整備中、記録の保存年限を国基準に統一。

10ページをお開きください。

第32条、指定介護予防支援の具体的取扱方針、第1項第9号中、ICTの活用、第14号の2に「利用者の服薬状況、口腔機能等の医師等との連携」の追加、第21号の2に「主治医に対する介護予防計画の交付」の追加。

12ページをお開きください。

第6章、雑則、第35条、「電磁的記録等」を追加するものでございます。

お手数ですが、議案件名簿にお戻りいただき、7ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、専第3号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案件名簿8ページをお開きください。

報第3号 専決処分の承認を求めることについてを御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

9ページを御覧ください。

専第4号は、下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙10ページから13ページのとおり制定するものでございます。

恐れ入りますが、議案説明資料の13ページをお開きください。

専第4号、説明資料1となります。

今回の条例改正は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正のうち、令和6年3月31日に経過措置切れ等により義務化となるものなど、令和6年4月1日までに定める必要のある条例の一部を改正し、令和6年3月29日に専決処分したことにつきまして御報告させていただくものでございます。

続きまして、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

2、改正の主な内容について、1つに、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第2条による改正に伴い、主な項目は9つありまして、アとして、第3条、第20条、第24条に規定される運営規程等の提示に係る見直し、イとして、第3条、第29条の2に規定される高齢者虐待防止の推進に係る事項、ウとして、第6条に規定される利用者への説明、同意等に係る見直し、エとして、第15条に規定される会議や多職種連携におけるICTの活用に係る事項、オとして、第15条に規定される特定居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保に係る事項、カとして、第21条に規定されるハラスメント対策の強化に係る事項、キとして、第21条の2に規定される業務継続に向けた取組の強化に係る事項、クとして、第23条の2に規定される感染症対策の強化に係る事項、ケとして、第33条に規定される記録の保存等に係る見直しとなります。

2つ目として、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令第35条による改正に伴い、第6条に規定される電磁的記録媒体に関する事項が改正。

3つ目として、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第3条による改正に伴い、第4条に規定される指定居宅介護支援事業所のケアマネジャー1人当たりの取扱件数が緩和されました。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、14ページ、専

第4号、説明資料2をお開きください。

左が改正前、右が改正後となります。

主な改正内容は、まず目次の第6章の次に「第7章 雑則」の追加、第3条、基本方針、第4項中の字句の修正及び第4項の次に第5項、「虐待防止等に係る措置」の追加、第6項に「運営規程等の関連情報活用等」を追加、第4条、従業者の員数、第2項及び第3項の利用者数を緩和、第6条、内容及び手続の説明及び同意、第2項中に利用者への説明、同意に係る見直し。

16ページをお開きください。

第3項は字句の修正、第4項第2号に電磁的記録媒体への修正、第15条、指定居宅介護支援の具体的取扱方針、第1項第9号中、情報通信機器の活用及び当該利用者の同意の追加。

18ページをお開きください。

第14号中に「歯科医師」の追加、第20号の2に「サービスの内容や利用料の総額管理等」の追加。

20ページをお開きください。

第20条第1項第6号として、運営規程の提示として、「虐待防止措置」の追加、第21条、勤務体制の確保、第4項に「事業者におけるハラスメント対策の強化」の追加、第21条の2、業務継続計画の策定等、第1項に「業務継続計画の策定措置」、第2項に「研修・訓練の実施」、第3項に「定期的な計画の見直し」を追加、第23条の2、感染症の予防及びまん延防止のための措置に「感染症の予防及びまん延防止のための措置等」の追加、第24条、掲示、第2項に「掲示」の追加。

22ページをお開きください。

第29条の2、「虐待の防止」の追加、第7章、雑則、第33条、「電磁的記録等」を追加するものでございます。

お手数をおかけしますが、議案件名簿にお戻りいただき、13ページをお開き願います。

附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、専第4号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案件名簿14ページをお開き願います。

報第4号 専決処分の承認を求めることについてを御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

15ページを御覧ください。

専第5号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙16ページから34ページのとおり制定するものでございます。

お手数ですが、議案説明資料の25ページをお開き願います。

専第5号、説明資料①となります。

今回の条例改正は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正のうち、令和6年3月31日に経過措置切れ等により義務化となるものなど、令和6年4月1日までに定める必要のある条例の一部を改正し、令和6年3月29日に専決処分したことにつきまして御報告させていただくものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

また、本日、議席に追加で配付させていただきました「地域密着型サービスの種類と特徴（条例順）」という、左上に「報第4号（専第5号）、報第5号（専第6号）、議第42号説明資料」と記載された資料も御用意いただき、サービスの確認として併せて御覧ください。

2の主な内容について、1つに、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第3条による改正に伴い、主な項目として24項目、アとして、第3条から、ここに記載される第186条までに規定される運営規程等の提示に係る見直し、イとして、第3条、第40条の2に規定される高齢者虐待防止の推進に係る事項、ウとして、第6条、第32条に規定される処遇改善加算の職場環境等、要件の見直しに係る事項、エとして、第32条から記載される187条までに規定されるハラスメント対策の強化に係る事項、オとして、第32条の2、第59条の13に規定される業務継続に向けた取組の強化に係る事項、カとして、第33条、第59条の16、第171条に規定される感染症対策の強化に係る事項、キとして、第39条、第59条の17、第59条の36、第87条、第158条に規定される会議や多職種連携におけるICTの活用に係る事項、クとして、第47条、第56条に規定されるオペレーターの配置基準等の緩和に係る事項、ケとして、第59条の15に規定される災害への地域と連携した対応の強化に係る事項、コとして、第66条に規定される管理者の配置基準の緩和に係る事項、サとして、第101条に規定される過疎地域等におけるサービスの提供の確保に係る事項、シとして、第110条に規定される認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しに係る事項、

スとして、第110条に規定される計画作成担当者の配置基準の緩和に係る事項、セとして、第111条、第113条に規定される地域の特性に応じた認知症グループホームの確保に係る事項、ソとして、第123条、第146条、第169条、第187条に規定される認知症介護基礎研修の受講の義務づけに係る事項、タとして、第151条に規定される介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直しに係る事項、チとして、第151条、第163条の2に規定される多職種連携における管理栄養士の関与の強化に係る事項、ツとして、第163条の3に規定されるリハビリテーション機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進に係る事項、テとして、第165条の2に規定される医療機関との情報連携の強化に係る事項、トとして、第175条に規定される介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化に係る事項、ナとして、第180条に規定される個室ユニット型施設の設備、勤務体制の見直しに係る事項、ニとして、第191条、第192条に規定される人員配置基準における両立支援への配慮に係る事項、ヌとして、第195条に規定される緊急時の宿泊ニーズの対応の充実に係る事項、ネとして、第203条に規定される記録の保存等に係る見直しとなります。

26ページをお開き願います。

2つ目として、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令第35条による改正に伴い、第9条に規定される電磁的記録媒体に関する事項が改正されました。

具体的な改正内容は、新旧対照表により御説明申し上げますので、27ページ、専第5号、説明資料2をお開き願います。

左が改正前、右が改正後となります。

主な改正内容は、まず目次、第5節を第6節とし、新たに「第5節共生型地域密着型サービスに関する基準」を追加、第6節の次に「第10章 雑則」の追加、第2条定義等、第1項第6号に共生型地域密着型サービスの定義づけ、第2項に「下田市暴力団排除条例に定める規定」を追加。

28ページをお開き願います。

第3条、指定地域密着型サービスの事業の一般原則、第3項に「事業者における利用者への人員、人権擁護、虐待防止措置等」の追加及び第4号に「関連情報の活用等の努力義務」を追加するものでございます。

ここから、第2章、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての規定となります。

第5条、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び第6条、定期巡回・随時対応型訪問

介護看護従業者の員数、第2項中、「従業者の資格の明確化」の追加。

30ページを御覧いただき、第5項第12号に「介護医療院」を追加。

32ページをお開き願います。

第9条、内容及び手続の説明及び同意、第2項第2号に電磁的記録媒体への変更。

34ページをお開き願います。

第31条、運営規程、第1項第8号に運営規程等の提示として「虐待防止措置」の追加、第32条、勤務体制の確保等、第5項に「ハラスメント対策の強化」を追加、第32条の2、業務継続計画の策定等、第1項に「業務継続計画の策定措置」、第2項に「研修・訓練の実施」、第3項に「定期的な計画の見直し」を追加、第33条、衛生管理等、第3項に「感染症対策に関する措置等」の追加。

36ページをお開き願います。

第34条、掲示、第2項に「運営規程等の掲示」の追加、第39条、地域との連携等に「ICTの活用」を追加、第40条の2、「虐待の防止」を追加するものでございます。

39ページをお開き願います。

ここから、第3章、夜間対応型訪問介護についての規程となります。

第47条、訪問介護員等の員数は、オペレーターの配置基準等を緩和。

少し飛びますが、42ページをお開き願います。

第55条、運営規程、第1項第8号に運営規程等の提示として、「虐待防止措置」の追加、第56条、勤務体制の確保等、第2項中、指定訪問看護事業所等の明記、第3項に、訪問介護員等の配置基準等の緩和、第5項に「ハラスメント対策の強化」を追加するものでございます。

少し飛びますが、46ページをお開き願います。

第55条、運営規程、第1項第8号に、運営規程等の提示として「虐待防止措置」の追加、第56条、勤務体制の確保等、第2項中、指定訪問看護事業所等の明記、第3項に、訪問介護員等の配置基準等の緩和、第5項に「ハラスメント対策の強化」を追加するものでございます。

46ページをお願いします。

ここから、第3章の2、地域密着型通所介護についての規程となります。

第59条12、運営規程、第1項第10号に、運営規程等の提示として「虐待防止措置」の追加、第59条の13、勤務体制の確保等、第3項に「介護従事者への研修等の必要な措置」、第4項

に「ハラスメント対策の強化」を追加、第59条の15、非常災害対策、第2項に「災害への地域と連携した対応の強化」の追加、第59条の16、衛生管理等、第2項に「感染症対策の強化」を追加、48ページにかけて、第59条の17、地域との連携等、第1項中に「会議や多職種連携におけるICTの活用」の追加、第59条の20の2、「共生型地域密着型通所介護の基準」を追加。

50ページをお開き願います。

第59条の20の3に「準用」の追加。

51から52ページにかけて、第59条の25、利用定員中、利用者上限を「9人以下」から「18人以下」へ緩和、第59条の34、運営規程、第1項第9号に「虐待防止措置」の追加、第59条の36、安全・サービス提供管理委員会の設置、第1項に「会議や多職種連携におけるICTの活用」を追加するものでございます。

53ページを御覧ください。

このページから第4章、認知症対応型通所介護についての規程となります。

第61条、従業者の員数中、「介護医療院」の追加。

56ページをお開き願います。

第66条、管理者、第1項に「管理者の配置基準」の追加、第73条、運営規程、第1項第10号に運営規程等の提示として、「虐待防止措置」を追加するものでございます。

58ページから、第5章、小規模多機能型居宅介護についての規程となります。

61ページをお開き願います。

第83条、管理者、第3項及び第84条、指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者に「介護医療院」を追加。

62ページをお開き願います。

第87条、心身の状況等の把握、第1項中に「会議や多職種連携におけるICTの活用」を追加、第100条、運営規程、第1項第10号に、運営規程等の提示として「虐待防止措置」の追加、第101条、定員の遵守、第2項に「過疎地域等におけるサービスの提供の確保」の追加、第103条、協力医療機関等、第3項に「介護医療院」を追加するものでございます。

64ページから第6章、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）についての規程となります。

第100条、従業員の員数、第1項中に「認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し」の追加、第9項に「計画作成担当者の配置基準の緩和」を追加。

66ページをお開き願います。

第111条、管理者、第2項に、管理者確保の基準緩和、第112条、指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者、第1項中に「介護医療院」の追加、第117条、指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針、第7項に「身体的拘束等の適正化に係る措置」の追加、第8項に「評価及び結果の公表」の追加。

68ページをお開き願います。

第122条、運営規程、第1項第7号に、運営規程等の提示として「虐待防止措置」の追加、第123条、勤務体制の確保等、第3項に「介護従事者への研修等の必要な措置」、第4項に「ハラスメント対策の強化」の追加、第125条、協力医療機関等、第3項に「介護医療院」を追加するものでございます。

70ページをお開き願います。

ここから、第7章、地域密着型特定施設入居者生活介護についての規程となります。

第130条、従業者の員数、第4項中に「介護医療院」の追加、第7項第1号中に「言語聴覚士」の追加、第3号に「介護医療院に介護支援専門員を置くこと」を追加、第138条、指定地域密着型特定施設入所者生活介護の取扱方針、第6項に「身体的拘束等の適正化に係る措置」の追加。

72ページをお開きください。

第145条、運営規程、第1項第9号に、運営規程等の提示として「虐待防止措置」の追加、第146条、勤務体制の確保等、第4項に「介護従事者への研修等の必要な措置」、第5項に「ハラスメント対策の強化」を追加するものでございます。

73ページ中段から、第8章、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についての規程となります。

第151条、従業者の員数、第1項中に多職種連携における管理栄養士等の配置の緩和。

74ページをお開き願います。

第3項に、人員配置基準の緩和、第4項中に「介護医療院」の追加、第8項及び第13項に管理栄養士の関与の強化。

76ページをお開き願います。

第152条、設備、第1項中、居室定員の変更、第153条、サービス提供困難時の対応に「介護医療院」を追加、第157条、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針、第6項に「身体的拘束等の適正化に関する措置」の追加、第158条、地域密着型施設サービ

ス計画の作成、第6項に「会議や多職種連携におけるICTの活用」の追加、第163条の2、「栄養管理の計画的実施」の追加。

78ページをお開きいただき、第163条の3、口腔衛生の管理に、「口腔衛生の管理体制の整備と計画的実施」の追加、第165条の2、緊急時等の対応に「医療機関との連携の強化」の追加、第168条、運営規程に、第6号「緊急時等における対応」、第8号に「虐待防止措置」の追加、第169条、勤務体制の確保等、第3項に「従業者への研修等の必要な措置」、第4項に「ハラスメント対策の強化」の追加、第171条、衛生管理等、第2項に「感染症対策の強化」を追加。

80ページをお開き願います。

第175条、事故発生の防止及び発生の対応に「ICTの活用及び担当者の設置」の追加、第180条、設備、第1項中、個室ユニット型施設の定員及び面積基準の変更、82ページにかけて、第182条、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針、第8項に「身体的拘束等の適正化に係る措置」の追加、第186条、運営規程に第7号、「緊急時等における対応」、第9号に「虐待防止措置」の追加、第187条、勤務体制の確保等、第4項に「従業者への研修等の必要な措置」、第5項に「ハラスメント対策の強化」を追加するものでございます。

84ページをお開きください。

ここから、第9章、看護小規模多機能型居宅介護についての規程となります。

第191条、従業者の員数等、第1項に、事業所のそれぞれのサービスに係る人員配置の見直し。

86ページ、第7項第5号に「介護医療院」の追加、第8項から第11項及び88ページ、第13項までが、事業所のそれぞれのサービスに係る人員配置の見直し、第192条、管理者、第2項は、管理者配置の緩和、第3項に「介護医療院」の追加、第193条、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者に「介護医療院」の追加、第194条、登録定員及び利用定員、第1項及び第2項に「登録定員の緩和」の追加、90ページ、第195条、設備及び備品、第2項第2号は、緊急時の宿泊ニーズ対応を充実するものでございます。

92ページをお開きください。

第10章、雑則、第203条、「電磁的記録等」を追加するものでございます。

お手数ですが、議案件名簿にお戻りいただき、34ページをお開き願います。

附則でありますが、第1項、施行期日として、この条例は令和6年4月1日から施行す

るものでございます。

第2項、ユニットの定員に係る経過措置でございますが、当分の間、改正後の第180条第1項第1号ア、(イ)の規定に基づき、入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、改正後の第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員、看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するように努めるものとする。第3項として、この条例の施行の際、現に在する建物の居室であって、この条例による改正前の下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第180条第1項第1号ア(ウ)Bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、専第5号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

○議長(中村 敦) 説明者にお尋ねします。

ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

11時25分まで休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時24分再開

○議長(中村 敦) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き説明をお願いいたします。

市民保健課長。

○市民保健課長(吉田康敏) それでは、恐れ入りますが、議案件名簿の35ページをお開き願います。

報第5号 専決処分の承認を求めることについてを御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

36ページをお開き願います。

専第6号は、下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例を、別紙37から42ページのとおり制定するものでございます。

お手数ですが、議案説明資料の93ページをお開き願います。

専第6号、説明資料①となります。

今回の条例改正は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正のうち、令和6年3月31日に経過措置切れ等により義務化となるものなど、令和6年4月1日までに定める必要のある条例の一部を改正し、令和6年3月29日に専決処分したことにつきまして御報告させていただくものでございます。

改正の内容につきまして御説明申し上げます。

2、主な改正の内容として、1つに、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第6条による改正に伴い、主な項目として13項目、アとして、第3条から記載される第91条までの規程に規定される記録の保存等に係る見直し、イとして、第10条、第45条に規定される管理者の配置基準の緩和に係る事項、ウとして、第28条、第28条の2に規定される業務継続に向けた取組の強化に係る事項、エとして、第28条、第81条に規定されるハラスメント対策の強化に係る事項、オとして、第30条に規定される災害への地域と連携した対応の強化に係る事項、カとして、第31条に規定される感染症対策の強化に係る事項、キとして、第37条の2に規定される高齢者虐待防止の推進に係る事項、クとして、第39条、第49条に規定される会議や多職種連携におけるICTの活用に係る事項、ケとして、第58条に規定される過疎地域等におけるサービス提供の確保に係る事項、コとして、第71条に規定される認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しに係る事項、サとして、第71条に規定される計画作成担当者の配置基準の緩和に係る事項、シとして、第72条、第74条に規定される地域の特性に応じた認知症グループホームの確保に係る事項、スとして、第81条に規定される認知症介護基礎研修の受講の義務づけに係る事項となります。

2つ目として、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令第35条による改正に伴い、第11条に規定される電磁的記録媒体に関する事項が改正されました。

具体的な改正内容は、新旧対照表により御説明申し上げますので、94ページ、専第6号、説明資料2を御覧ください。

左が改正前、右が改正後となります。

主な改正内容は、まず目次に「第5章 雑則」の追加、第3条、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則、第3項に「虐待防止等に係る措置」の追加、第4項に「関連情報活用等の努力義務」を追加するものでございます。

ここから、第2章、介護予防認知症対応型通所介護についての規程となります。

第5条、従業者の員数、第1項中に「介護医療院」の追加、第8条、従業者の員数、第1項中に本体事業所等を定義。

96ページをお開き願います。

第9条、利用定員等、第1項中に「施設の定義」の追加。

98ページを御覧いただき、第10条、管理者、第1項後段に「管理者の配置基準の緩和」を追加、第11条、内容及び手続の説明及び同意、第2項第2号に、電磁的記録媒体に関する事項に変更、第27条、運営規程、第1項第10号に、運営規程等の提示として「虐待防止措置」の追加。

100ページに続きますが、第28条、勤務体制の確保等、第3項後段に「従業者への研修等の必要な措置」、第4項に「ハラスメント対策の強化」の追加、第28条の2、業務継続計画の策定等、第1項に「業務継続計画の策定措置」、第2項に「研修・訓練の実施」、第3項に「定期的な計画の見直し」を追加、第30条、非常災害対策、第2項に「災害への地域と連携した対応の強化」の追加、第31条、衛生管理等、第2項に「感染症対策の強化」を追加、第32条、掲示、第2項に「運営規程等の掲示」の追加。

102ページをお開き願います。

第37条の2、「虐待の防止」の追加、第39条、地域との連携等、第1項中に「会議や多職種連携におけるICTの活用」を追加するものでございます。

103ページ中段から第3章、介護予防小規模多機能型居宅介護についての規程となります。

第44条、従業員の員数等、第6項表中に「施設の明確化及び介護医療院」の追加。

106ページをお開き願います。

第45条、管理者、第3項及び第46条、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者に「介護医療院」の追加、第49条、心身の状況等の把握、第1項中に「会議や多職種連携におけるICTの活用」の追加、第57条、運営規程、第1項第10号に、運営規程等の提示として「虐待防止措置」の追加、第58条、定員の遵守、第2項に「過疎地域等におけるサービス提供時の定員の緩和」の追加。

108ページをお開き願います。

第60条、協力医療機関等、第3項に「介護医療院」を追加するものでございます。

109ページから第4章、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）についての規程となります。

第71条、従業者の員数、第1項中に「介護事業所の夜勤職員体制の見直し」の追加。

110ページ、第9項に「配置基準の緩和」の追加、第72条、管理者、第2項に「管理者の配置基準の緩和」を追加、第3項及び112ページ、第73条、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者に「介護医療院」の追加、第78条、身体的拘束等の禁止、第3項に「身体的拘束等の適正化」の追加、第80条、運営規程、第1項第7号に、運営規程等の提示として「虐待防止措置」の追加、第81条、勤務体制の確保等、第3項後段に「従業者への研修等の必要な措置」、114ページ、第4項に「ハラスメント対策の強化」の追加、第83条、協力医療機関等、第3項中に「介護医療院」の追加、第87条、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針、第2項に「評価及び結果の公表」を追加するものでございます。

第五章、雑則、第91条に「電磁的記録等」を追加するものでございます。

お手数ですが、議案件名簿にお戻りいただき、42ページをお開き願います。42ページです。

附則でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、報第2号から報第5号までの4件の一括説明を終わらせていただきます。

御承認のほど、よろしく願います。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

これより、4議案の一括質疑を行います。

報第2号、報第3号、報第4号、報第5号に対する質疑を許します。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 御苦労さまでございました。

非常に長い長文にわたる条例の改正、これは法律の改正があつての条例の改正ですけども、その中で、ちょっと確認といたしますか、あと、運用の点についての御質問ということでさせていただこうと思います。

この条例の改正、法律の改正というか、社会の状況が変わったことに反応するというような改正になっているかと思うんですが、大きく分けて、規制を強化する面と規制を緩和するという2つのいわゆる改正が、この中に表れているのではないかと。

解説にはないですけども、例えば感染症であるとか、ハラスメントであるとか、虐待防

止であるとか、こういったところは、規制強化というようなところで、社会的問題として捉えて、そこら辺を条例化することによって、今後の事業者の取組であるとか、行政側の運用も含めて啓発をしていこうというところが一方である。

その一方で、やはりこの介護施設等々の労働条件等がなかなか厳しいというような声が現場から届いていることを受けて、人員確保の緩和で、人員の要件の緩和であるとか、規模を小さいのじゃなきゃ駄目だったのを、もうちょっと広いところ、たくさん集めて介護していいよというような規模の緩和ですね、それから先ほどの感染症と関わってきているわけですが、ＩＣＴ化を進めることによって対面でなくてもできるというようなことと、あと、電磁的何とかというのは、これはもうデータ化することだと思いますけれども、様々なカルテ等々をデータ化することによって文書を軽減するようなことで作業効率を上げようというような、この２つに分かれていると思うんですが、こういった理解でよろしいのかどうかということをお尋ねしたいということと、あと、厳格化に伴って、なかなかハラスメントであるとか、虐待防止については、現場の声がどういうふうにかこの条例に反映されて、取締りとまではいかないですけれども、指導みたいなどころに反映されていくのかという現場の運用の点について御質問させていただければと思います。

２点よろしく申し上げます。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） まず、１点目の規制の緩和、あと強化、この使い分けの部分についてですけれども、議員のほぼ御理解のとおりのこととなります。

規制の強化については、この何年かの間、コロナの感染症がはやったり、あとは虐待の件がいろいろと騒がれたりすることがありますので、そちらの方を努力義務から義務化されたということで、この令和６年の４月から事業所の方では、その対応が全てされているという形になります。

感染症の強化、あるいは虐待の防止については、事業所のほうが適切に行っていますけれども、これは２番目の部分の質問にも絡みますけれども、現場での、例えば虐待があったり、ハラスメントがあったりというのは、定期的に報告があり、あるいは１年に一度、こちらの市のほうから事業所への監査というか、そういうものも行われますので、そういう中で状況の把握、あるいは記録も必ず取るような形になっていますので、記録のほうの部分を確認しながら監査するというか、事業所のほうの管理をするという形になっています。

規制の緩和についての部分ですけれども、議員が御理解していただいたとおり、介護の需

要のほうがかかなり多くなっている部分と従業者の数が足りないという、介護サービスに対しての需要が多いという部分がありまして、取り扱える人員の緩和とか、そういう部分が緩和されているという形になります。

ただし、事業所の規模とか地域の条件、あるいは事業所の条件というか、サービスの内容によって緩和の状況はまた変わりますので、一概に緩和されたかと言われると、そうではないというところで、この法、あるいは条例を守っていただく範囲内の緩和という形になります。

なので、これを利用される、サービスを利用される市民の方たち、利用者の方たちについては、その厳格化されている部分と、あと緩和されている部分をうまく活用しながら皆さんに利用していただくような形になるということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 私のほうから、岡崎議員の御指摘についてのお話と、それから多少の弁明を申し上げたいと思います。

議員御指摘のとおり、社会の環境変化というか、状況変化を踏まえて、専門用語で言うと、規律密度を高めると言うそうですけれども、なかったものだけでも、今度、新たに入れて、より細かくしっかり制度を充実させようという、そういう考えです。

様々なところで事件・事案がありましたので、それで国が今年の1月に法改正を行いました。これに、本来でしたら併せて私どもは議会のほうに御提示して、それでその上でやるころだったんですが、様々な事情がありまして、今般、一部のものを専決処分をさせていただいたところ です。

これは、ちょっといろいろな事情がありますので、それについては、後ほど担当課長から申し上げますけれども、私どもとしましては、こうした国の制度改正を受けて、法改正を受けて、すぐやるべきこと、つまり事業者ですとか市民の方に不利益を及ぼさないために、危機回避として、その措置として、一部を専決処分をさせていただいたのが今般の4件の専決処分の承認を求めるとい、そういう案件でございます。

これらについては、私としてもじくじたるものがございます。そのときすぐに行うべきであったということについてはとは言いながら、若干の事情背景ございますので、それについて、私どもの担当課長からちょっと補足を申し上げます。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） すみません、今回、この専決処分4本の部分と、この後、審議をいただく議第42号の部分がありますけれども、今、市長のほうからちょっと御説明がありましたけれども、介護保険については、大きく3年に一度、介護報酬に係る改正と合わせて、今回のこのサービスの改正もあります。この令和6年については、その年に当たっております。

通常、この法改正に合わせて介護サービスの関係条例を整理することとしておりますけれども、今般、この令和6年1月25日に公布された令和6年厚生労働省令第16号に合わせて、介護保険料関係条例とともに介護サービスの関係条例を大きく改正する必要がありました。

しかし、この令和6年省令第16号には過誤が一部ありまして、1月31日にその正誤が定まるまでは内容を保留するという形になっておりました。このため、さきの3月議会に、この今回の4つの介護関係条例のほうは上程できなかったという事情があります。

その後、官報正誤が一応出されまして、県の条例改正を確認しながら市の関係条例の改正を検討しましたがけれども、内容が多岐にわたるため、4月1日までに改正しなければならないサービス事業者、提供事業者に不利になるもののみを今回専決の部分とさせていただき、そのほかについては、議第42号の条例改正として上程すべき整理をさせていただいております。

なお、令和3年省令改正分については、事業者の適切な対応により、滞ることなく事業継続ができていたという形になります。

本来ですと、この令和6年3月31日までの経過措置期間があったとはいえ、早期に上程すべきであったということ深く反省するとともに、おわび申し上げたいと思います。

なお、従前まで下田市においては、この介護関係の条例改正の方針が市に関係する部分だけを改正しておりましたけれども、今回の条例改正の中では、今後想定される高齢者の増加、あるいは介護ニーズの多様化、さらにICT等の新技術を活用した事業拡張などの社会の変化に対応するべく法改正に準拠した形で内容を整備させていただいて、法の下で可能なサービスを盛り込んだ形として条例を制定しているという形になります。

大変申し訳ないですけれども、事務を引き継ぐ者として、責任ある対応をすべく、今回のような形をさせていただきましたので、御検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ありませんか。

5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） 今回、この2冊の本を見せていただいて、非常な御苦勞があったと、本当に大変な作業をされたと思って、それに感動しました。

だけれども、この2冊の本を読んで感じたのは、こういう法律の改正をすることが解決に結びつくのだろうかという率直な疑問です。

虐待とかハラスメントの言葉が次々に出てきて、こういう紙に書かれているだけで、虐待とかが収まるのかと言ったら、とてもこの紙に書いてありますからということでは収まらないと思うんですね。

最近、Xと言うんでしょうか、Twitterででしょうか、それに介護サービスに従事している方のつぶやきが非常に増えてきて、私はどっちかというところ、国政の問題のTwitterを開きたいと思っているのに、介護のTwitterがどうしてこんなに増えているのかと思っていたんですけども、やっぱりそれなりの背景があると思います。

でも、この紙を増やすことではなくて、先ほどもお話にありましたように、待遇の改善、アメリカの介護従事者は年収1,500万円とか、この間もTwitterに出ていましたけれども、それと勤務時間のゆとりのなさ、これがこういう虐待を生んでいるのではないかと推察できると思うんです。

ですから、法律を厳しくしたり、あるいは緩めたりという、そういう方向、それも必要かもしれませんが、そうじゃなくて、もっと根本的な在り方についての理解というものが、市の担当の方とか介護施設の方とか、そういう方に共通の認識が必要になってくるんじゃないかと思います。

ですから、例えば電子機器を使ってというような話がありましたが、そういう介護を受けている方がオンライン会議なんかに参加できるんでしょうか。何か「えっ」という感じなんですけれども、やはり紙に書いてあるものではない、もっと生身の変革が必要ではないかと思います。

質問としては、これをもっともっと分厚くしていくような方向でない方法を考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 長友議員、質問になっていません。

条例の改正についての質疑の時間でございますので、当局、質問になっていないので、でも何か答えることがあれば。

市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 長友議員の御質問の中で、まず法の改正に伴って分厚くしないでというようなものがありますけれども、まずは法の下でできることを規定しなければならないということで、まずその辺は、市としては条例を整備しなければならないもので、まずその法の下、条例の部分、こちらのほうは必ずある程度やらなきゃならない、これはルールということですので、なるべく簡略化できるような形には我々としても考えたいと思いますけれども、まずルールの下でできるような形で整備するという部分で法がありますので、それに準拠した形で整備していくというところは、ちょっと御理解いただければなと思います。

まず、今回の改正の中でオンラインの話が出てきておりますけれども、介護を受けられる方については、実際に訪問されるヘルパーとか、あるいはケアマネジャーさんがおられますので、そちらの方と色々な意思疎通をさせていただいている、意見交換して様子を見ていますので、そのヘルパーさんやケアマネさんとオンラインで必要な機関が連絡を取り合うという部分は、今回の法の中に入っております。

さらに、状況を確認するためというので、現場に行ってオンラインを確認する場合もあるかもしれませんが、そういうところで、一々現場に必要な方が出向かなくても、その従事するほかの方がその人の様子を見ながら、画面を見て交流するというか、対応するという場面が考えられますので、こういうところにオンライン化を使うというふうな形で、ICTの技術を活用していくという部分はもちろんあります。

さらに、介護の事業者は重労働をしている部分がありますので、例えば介護の機会の中でパワースーツみたいなものとか、そういうのを活用するという場面も出てきます。そういうのを活用する場合には、人員の緩和の部分に当たりますよとかという部分にもつながっていきますもので、一概にオンライン化とかICT化がまずいかと言われると、今後の介護サービスの部分を考えると、必要な部分もあるよということで、一部御理解いただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） よく状況は分かりました。

介護サービスに従事する方が、例えば入れ替わっても、オンラインでベテランの方から指図を受けたり状況を確認してもらったりすることができるほうがよりよい介護ができるという、そういうことになるというふうに理解してよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

1 番 柏谷祐也議員。

○1 番（柏谷祐也） 報第3号、報第4号の中で、ちょっとお話しさせてもらいたいですけれども、介護予防支援の支援対象の拡大という中で、居宅介護支援事業についてお尋ねしたいんですが、予防支援の指定を受けている事業所数というのは、今現在どのくらいあるのかということをお尋ねします。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 今回の報第2号から報第5号までの部分の、これ、それぞれの事業所がもちろんありますので、予防だけではなくて、ちょっと余計な説明にはなるかもしれませんが、説明させていただければと思います。

今回の報第2号に係る指定介護予防支援の部分については、これは市内では1事業所、こちらは包括支援センターが該当になります。

続いて、報第3号、指定居宅介護支援ですね、こちらの部分については、市内では8事業所あります。簡単に言うと、これはケアマネジャーさんがいる事業所ということで御理解いただければと思います。

報第4号、指定地域密着型サービス、こちらの部分についても、8事業所あります。

最後の報第5号、指定地域密着型介護予防サービス、こちらについては、4つの事業所が市内に存在しているという形になります。

以上です。

○議長（中村 敦） 1 番 柏谷祐也議員。

○1 番（柏谷祐也） 関連した質問になりますが、要支援の関係でちょっとお聞きしたいんですけれども、要支援のケアプランを作成する機関を地域包括支援センターに限定されなくなり、居宅介護支援事業所が直接契約して担当できるようになったが、要支援のケアプランでも総合事業と介護事業の2つの種類があり、利用するサービスによって行き来することがないかなというところがちょっと気になったんですけれども、居宅介護支援事業所と直接契約して予防支援のケアプランを立ててもらっていた利用者が、サービスの変更によって予防ケアマネジメントの対象になると、地域包括支援センターとの契約が発生するため、そうしたときに利用者が希望しているサービスを的確にどちらのプランなのか把握することができるような何か取組というか、そういったものは行われているのか、この4月以降ですね、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中村 敦） ここで休憩したいと思います。

質問者にお尋ねします。ここで休憩してよろしいでしょうか。

それでは、休憩いたします。

13時0分まで休憩します。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局、答弁を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 柏谷議員の御質問の報第3号、報第4号の部分について、介護予防支援の対象の拡大、あと居宅介護支援について、予防支援の事業所はというような趣旨の質問だったと思いますけれども、こちらについては、現在、予防支援事業所については、市の包括支援センター1か所のみとなります。令和6年4月1日以降については、市から指定を受けた指定介護支援事業者が介護予防支援を取り扱うような形となります。

この御質問にあった指定介護予防に係る介護予防プランの取扱いについては、議案説明資料の150ページ下段の3の（1）アの部分の居宅介護支援事業者に対する指定介護支援事業者との指定とその運用についての質問となると思いますもので、ちょっと恐れ入りますけれども、後ほど議第42号のときに回答させていただければと思います。よろしく願いします。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

4番 土屋仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、冒頭謝罪があり、また途中でも謝罪があったということがございますけれども、何かお話を聞いていますと、今年の3月定例会に向けて改正しなければならなかったものを改正がされなかったというようなニュアンスのように私は捉えたんですが、今回、この専決4本、結構なボリュームがございます、全てが、この説明資料の、例えばこの1ページを見ますと、改正の内容の（1）が令和3年厚生労働省令第9号、それから（2）が令和5年厚生労働省令第161号というような省令の改正に基づいて、改正されるというようなことでございます。

そうしますと、これは本来、令和3年に改正をしておかなければいけなかったものではな

いかというような気がするんですが、例えばこの令和3年の厚生労働省令の公布日、施行期日、この令和5年厚生労働省令第161号の公布日、施行期日は、一体いつになっているのか教えていただければと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 土屋議員御質問の、まず令和3年厚生労働省令第9号の施行日については、令和3年1月25日の公布となっております。

続きまして、令和5年厚生労働省令第161号、こちらにつきましては、令和5年12月26日となっております。公布の日になります。

施行期日は、公布の日からという形になります。

以上です。

○議長（中村 敦） 4番 土屋仁議員。

○4番（土屋 仁） そうしますと、この専決の条例4本は、本来であれば令和3年の3月定例会、施行期日なんで、令和3年の3月定例会ぐらいには議会のほうに提案して、それで改正をしなければならなかったものが、丸々今回まで改正されなかったというような認識でよろしいのか。

また、例えばこの令和3年から施行されている部分について、条例が改正されなかったというのであれば、それによって、例えば不利益を生じた事案があるのか、規制緩和であるとか、そういったものがあるかと思えますけれども、そういったものがあって、それに対する対応はどうなっていたのかというようなところを、ちょっとお聞かせいただければと思います。

また、先ほどお話がありましたけれども、専第4号の13ページの改正の概要は、3番で、今度は令和6年の厚生労働省令第16号に基づく改正ということで、これだけなぜ施行期日が4月1日でなければまずいから、これだけここに突っ込んだというような内容になるのでしょうか。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 今の御質問の3点について、順次、回答させていただきます。

初めに、令和3年の改正の部分については、早期に改正をしなければいけなかったという認識ではありますけれども、この内容については、改正の内容について、適宜、こちらのほうで精査をさせていただき、その適切な時期に改正をするということで、この内容については、全て令和6年3月31日までの経過措置があったということで、その中で調整をさせてい

ただければということで御理解いただければと思います。

続いて、2点目の不利益はなかったかという御質問については、先ほどちょっと御質問の中でも回答させていただきましたけれども、今回のこの4つの条例については、サービスを提供する事業者に関する義務的な部分が「努力義務」が「義務化」されるということになりますもので、事業者の対応については、適切に行われているということで、不利益は今のところないということで御理解いただければと思います。

最後の御質問、専第4号の中の改正の内容の3番目ですね、こちらの令和6年厚生労働省令第16号、1月25日の部分の改正の、今回、専決にこちらを入れさせていただいた部分につきましては、事業所のケアマネジャーが取り扱える取扱件数が緩和されております。こちらのほうは、4月1日施行になりますもので、事業所によっては、ケアマネジャーが取り扱える件数が増えることによって利用が増えるという部分の利益の享受というか、サービスの提供が行われますもので、こちらのほうは入れさせていただいたという形になります。

以上です。

○議長（中村 敦） 4番 土屋仁議員。

○4番（土屋 仁） 特段影響がないというような御答弁のような気がしますけれども、当然、こういった条例改正については、こういった基準が改正するたびに改正するのが基本ではないかと思います。

いろいろ課長も異動されたばかりで、今回のこの議案のほうと、この専決のほう、これだけのボリューム、大変だだと思いますけれども、こういった落ちがないように、今後、注意していただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございませんか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） すみません、ちょっと量が膨大で理解しにくいところがあるものですから、1つずつお尋ねをしたいと思います。まず専第3号の説明資料、介護保険についての説明資料があるわけですが、この専決のほうは、地域包括支援センターに関わるものであると、こう理解してよろしいかというのが、まず質問でございます。

そうしますと、説明資料の2ページを開きますと、そこに要介護者から、いろんな図がありまして、一番右のほうに、専第3号、指定介護予防ということで、その前は知事指定とかというようなことが記載されておりますが、これと包括支援センターとの関係は、この表を

どう理解したらいいかということをお尋ねをしたいと思います。

そうしますと、あとこの地域包括支援センターは役所にあるということで、その組織体制が現在どうなっているのかと、包括センター所長がいて、ケアマネがいらっしやって、あと、いろんな専門の社会福祉士とか、そういう人を抱えているのか。当然、保健師さんや看護師さんがいらっしやると、こういう仕組みになってようかと思うんですけども、そうしますと、この包括支援センターは、今、役所にありますので、2年後にまたこちらへ役所が、全部の人が来るということになりますと、包括支援センターというのは、どういう具合に市は運営をしようとしているのかということが出てこようかと思います。

私は、そういう意味では、病院や包括支援センターは、旧町といいますか、人が多くいるところに、あるいは病院があるような、福祉施設があるようなところにあるべきだという具合に考えますが、どのように、ちょっとこの改正とは離れるかもしれませんが、差し支えなければ、見解があれば御答弁をいただきたいと思うわけです。

それで、具体的に説明資料の5ページの条文からお尋ねをしたいと思いますが、5ページの第2条の5のところに、利用者の擁護、虐待の防止のため必要な体制の整備を行うとともに、その事業者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならないと、こういう規定がございますので、包括支援センターに照らすと、誰が誰に対してこの義務を負うのかと、具体的にどういう指導をするのかと、一定のマニュアル等があつて、それで指導するということになるのか、具体的仕組みをお尋ねしたいと思います。

それから、6条のちょうど真ん中辺りの傍線がありまして、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者等）を紹介するよう求めることができる。

現在、先ほどの報告ですと、8事業者があるということですので、これらは市内に限るのか、市外を含めて事業者を紹介してほしいと言え、包括支援センターの方は紹介をするということになるのか、実態はどういう具合に運営をされているのかということと、ここの規定が関わってこようかと思いますので、お尋ねをしたい。

それから、3項につきましては、ある意味では当然のことで、病院や診療所に入院したときは、その担当していた包括支援センターの人はその情報を伝えなさいということでございますが、こういうケースとしては市内ではどういうものが主要なものとしてあるのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

それから、6ページの電子処理情報処理組織はという、ちょうど6項ですかね、6ページ

の6条の5、6というところに、第4項第1号の電子情報処理組織とはということで、組織とはどういうものかというのが書いてあるようですけれども、その7項に、最後のほうに、文書または電磁方法による承諾を得なければならないというのが規定になっておりますが、ちょっと電子情報処理等は疎いものですから、具体的にこれはどういうことを文書で意味をしているのか分かりかねますので、御説明をいただけたらと思います。

それから、7ページにおけます第20条の4項に、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防事業者とはというのは、これは8事業者あるという理解をしてよろしいのかと、そして職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした云々、職員の害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないという規定がありますが、言っている意味合いは理解ができますが、しからば具体的に何をどうしろと言っているのかと、この言葉の意味の内容ですね、言動、業務上範囲を超えたものに、職員の害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないというのは、具体的にこの指定介護事業者の職場においてどういうことを意味しているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、8ページのちょうど真ん中頃の3のところ、業務継続計画というものをつくらなければならない、そして見直さなければならないという、こういう規定があるわけですが、ちょっと指定介護予防支援事業者とは、具体的に下田市で言えばどういう事業者で、業務計画の見直しということは、どういうわけで見直しが必要になってくるのかと。

当然、介護している対象者を変更したり、あるいは従業員、ヘルパーさんが少なくなったり多くなったりと、そういうことの変化の中で事業がどういうふうに継続可能なのかという、こういう計画なのかどうか。

業務継続計画というものは、どういうものなのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、そのページ(3)に、当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するという具合に書いてありますが、現実の問題として、感染症の予防・まん延防止等は、例えば保健所の担当職員がその職場に赴いて研修を夜にやるとか、あるいは定期的にするというのは、年1回でいいのかどうかということがあろうかと思いますが、この文面も読んだだけではちょっと内容が理解し難いと思いますので、具体的にどういうことをこの条例は指示をしているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、第30条ですけれども、記録の整備ということが、従来は5年整備を置いておき

なさいよというものが2年でいいんだと、こういう改正になっていようかと思えますけれども、やはり5年程度は資料として置いていく必要があるんじゃないのかと、それを資料として2年置けばいいんですよという、その根拠というのは、どこから2年という具合に、国の指導基準が5年から2年になったということなのかもしれませんけれども、下田市として内容から検討して、私の見解ですと、5年程度はやっぱり置いておくべきじゃないかと思うんですけれども、どうして2年ということにされたのか、お尋ねをしたいと思います。

いっぱいあるもんで、すみません、法ごとにやりたいと思いますが、取りあえず専3号の質問をさせていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） すみません、質問の回答が漏れたら、ちょっと御指摘いただければと思います。

まず初めに、今回のこの専3号に係る部分については、包括支援センターのことを言っておりまして、下田市では包括支援センターしかないということで、今、1か所しかないということで御理解いただければと思います。

そして、包括支援センターの組織についての御質問があったと思えますけれども、現在、下田市の包括支援センターは、センター長が1名、主任ケアマネジャーが1名、ケアマネジャーが1名、保健師が1名、社会福祉士が2名、あとは事務職員が若干名ということでおります。

あと、令和8年の移転のことを御質問いただきましたけれども、現時点では、包括支援センターも市民保健課の中にありますもので、一緒に移転する計画であります。

ただ、議員が御指摘のように、サービスが低下しないようにということはあるので、ちょっとこの間にどのような形で包括支援センターを組織ができるのかというのは、ちょっとまた検討させていただければと思いますし、今回、介護保険の計画の中に、包括支援センターの需要がこれからもあるだろうということで、別に委託するということもできますもので、そちらのほうの検討も併せて進めていければなというふうに考えております。

続いて、第2条の5、指定介護予防支援事業者は人権擁護、虐待防止等々というところで、措置を講じなければならないというところにつきましては、こちらのほうについては、包括支援センターの中でのこととなりますもので、包括支援センターの中で、この人権擁護、虐待防止等の措置を取るという形で決められております。

これは市の組織の中にありますので、市の規定に沿って順次やっていくという形で、それ

にのっとしてやるという形のことで御理解いただければと思います。

続いて、第6条の2、指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができるという部分の御質問だと思います。

こちらのほうは、サービスの計画自体は現在包括支援センターのほうでつくるという形になっておりますけれども、実際にそのサービスを利用する利用者においては、どのようなサービスが適切かということで、その適切な事業者をここでやったらどうかということで、具体的に紹介することができる部分が記載されているということで御理解いただきたいと思います。

続いて、市外も含めるのかという部分につきましては、市外の利用については、市外の管轄する市町村、あるいはその包括支援センターに許可を求めなければならないもので、そちらのほうの許可があれば、市外のほうも利用できるという形になります。

続いて、6条の3、指定介護予防支援事業者は、支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者等々、連絡先、当該病院または診療所に伝えるようしなければならないという部分につきましては、連携する事業者があれば、そちらのほうにその方の情報というか、情報連携をしながらいろんな必要なサービスを提供できるように、フォローし合いながらということでやるということで、こちらのほうが記載されているという形になります。

続いて、第6条4項の部分ですかね、4項の部分でよろしいですか。

第6条の6項ですね、第4項1号の電子情報処理組織とはという部分の御質問ですけれども、既存では、文書、紙でのやり取りという部分と、あとフロッピーディスクでのやり取りということもあるんですけれども、今、現実的にフロッピーディスクというのはなかなかないので、そういうものを新たに電子情報処理組織、例えばメールとかインターネットを使った、情報が閉鎖されるような環境にはなるんですけれども、そういうものを使ってできるもの、この組織というのも、ちょっとそういう形で書いてあると思うんですけれども、そういうのをういてやり取りができるよという部分が拡大される部分になります。

続いて、7ページ、第20条、指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動、職務上の範囲等々という形で講じなければならないという部分については、こちらのほうも包括支援センターの中でのことになりますけれども、こちらのほうは市の規定に沿って実施されるということになります。

続いて、8ページ、業務継続計画、第20条の2ですね、こちらのほうは、緊急時、例えば

感染症の蔓延時、あるいは災害時、こちらのほうは業務継続計画をつくらなきゃならないということで義務づけられております。

この非常時に、じゃあ何を優先してやらなきゃいけないかというのを計画として作成してマニュアル化するということが義務づけられることになります。

包括支援センターにおいても、この業務継続計画のほうは策定しているということで御理解いただきたいと思います。

続いて、第22条の2の(3)、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練を定期的実施することという形になります。

こちらのほうは、この包括支援センター内で指導する立場の者には定期的に研修、あるいは訓練というか、研修を受けるような形になっておりまして、最低年1回あります。こちらを必ず実施するという形の文言が書いてあります。

最後でいいですかね、第30条、従前5年だったものを2年というところの解釈ですけども、今回、2年にさせていただいているというのは、議員御指摘のとおり、国の基準に沿ったということで改正させていただいておりますけれども、5年程度必要じゃないかという部分につきましては、この数年の間に、5年を遡っての資料を必要とするような機会がなかったというのもありまして、今回、この中では、国の基準に合わせてもいいんじゃないかという部分で、2年と。また、情報量も多くなりますもので、こちらのほうの保管の部分も鑑みまして、2年という形で改正させていただいているということで御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長(中村 敦) 12番 沢登英信議員。

○12番(沢登英信) ありがとうございます。

ちょっと自分の理解も不十分ですからお尋ねしたいんですが、このセンター長以下、主任ケアとケアマネ2人の方等々を含めて、保健師さんが体制を取っているということですが、そうしますと、この指定介護予防支援事業者というのはどなたになるのかと、福祉事務所長なのかと、あるいはセンター長なのか、あるいは市長なのかということが、ちょっと理解できないもんですから、言葉とこれが結びつかないもんですから、指定介護支援、ここで言うところの、条例で言うところの事業者、その責務を負う方はどなたになるのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、2年保存でいいというのは、実態の中でそういう必要のある事例が出てこなか

ったと、2年間あれば十分だと、こういう御答弁でございますが、必要な機会というのは、例えばどういうときに、こういう保存しているものが必要となるのかということについて、お尋ねをしたいと思います。

そうであれば、2年と言わず、保存する必要がないということにもつながっていくんではないかと思うんですが、その見解というのはどういうことなのかなという思いがします。

以上です。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） それでは、まず体制の部分の指定介護事業者は誰なのかという部分ですけれども、こちらはあくまでも下田市地域包括支援センターが指定介護事業者という形になります。こちらのほうの責任者としては、センター長がいるという形で御理解願いたいと思います。

続いて、必要な資料というのは何なのかという部分ですけれども、こちらのほうで保管されている資料としては、利用者に対するマネジメントのその状態を示す資料、サービス内容ももちろんですけれども、その方の状態とか、そういう個人の資料というのがあります。

ただ、その介護度とかを判定する前に必ず更新をする作業がありますので、その更新作業が半年とか1年とか2年とかという、人によってちょっとずつ違うんですけれども、その部分の最長での保管期限が2年で、必ず更新されるので、もし必要であれば、その前のときの資料を見ながらという部分になりますが、基本的には、現状のその方の状況を見てという判断になりますので、あまり使われることはないというふうに想定しております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員、3回目です。

○12番（沢登英信） 分かりました。

それでは、3回目って、次々やらせてくれと言っているのに、議案ごとに次々やらせてもらいたいんですが、駄目なら、今から一括全部やらざるを得なくなりますけれども、よろしいでしょうか。

一括質疑だから、全部やんなきゃならない。

それでは、専第4号についてお尋ねをしたいと思います。

15ページの右側の改正に、支援事業者が支援介護予防事業者の指定を受けて云々としてございまして、下のほうに、「介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。が44またはその端数を増すごとに1とする。」という、こういう規定がござ

いますが、これがちょっと内容が読み解けないもんですから、どういうことを言っているのか、お教をいただきたいと思います。

それから、16ページの右側に、2段目から読みますと、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。」と、こういう規定がございますが、この規定は何のためにあるのかということがちょっと理解がおぼつかないものですから、お尋ねをしたいと思います。

19ページの改正後の一番上の段からなんですが、「当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。」という規定が(20)の2、介護支援専門員は云々のところで、こういう記載がありますが、これは具体的にどうやられていて、どういうわけで、この規定が必要になったのかということでございます。

ケアマネの計画の中で、この居宅サービスをするということが決まっていて、さらにその実績を、勤務する指定介護事業所に云々という規定になっていようかと思いますが、それから20ページの第20条の4のところでございますが、指定居宅介護支援事業者は、5行ぐらい下に、「方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。」ということでございますが、これはどういうことを意味しているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、業務継続計画、21ページの2と3のところに、それぞれ業務の継続計画の見直し云々というのは、先ほど御答弁いただいた非常時の災害等々のことを、ここでも同じように言われているのかということでございます。

それから、22ページの虐待の防止、一番下のほうのところでございますが、「指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。」ということですが、ここで言うところの「定期的開催する」とか「介護支援専門員に周知徹底を図る」ということで、事業者には責任を負わせていようかと思うんですが、具体的に、こういう事業者がこの条例どおりに進めているというようなチェックというんでしょうか、監査機能というのは、どういうような、現在、仕組みに、この規定がどう守られているかということのチェック機能というのは、どういう具合に進められているのか、この改正と若干離れるかもしれませんが、分かりましたらお尋ねしたいと思いま

す。

次に、専第5号についてでございますが、専第5号につきましては、ここに別途の「地域密着型サービスの種類と特徴」という形で資料を頂いております。

この中で、定期巡回型とか夜間対応型とか、その一番下に看護小規模多機能型居宅介護という、こういう種類のサービスがありますよと。それぞれ条文も抜き出してくださってあるわけですが、具体的にここに書いてあるそれぞれのサービスは、主にどこでどういう具合にやられているか、お尋ねをしたいと思います。

例えば夜間対応型訪問介護の夜間ヘルパーというのは、下田市でどこの事業所でやられているのかと、この夜間ホームヘルパーさんが来てくれれば大変ありがたいと思うんですけども、そういう体制が果たしてできているのかなというような思いもするものですから、ここに書いてあるところは、例えばグループホームのどこどこでこういうサービスをしていますよと、認知症対応型通所介護につきましては、みくらの里のどこどこでやっていますよとか、そういう御説明をいただけると、このこここのところの解説を含めていただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、この29ページの定期巡回・随時対応型訪問介護従事者の数と経験について定めていようかと思うんですが、その業務につきましては、従来、3年以上従事した者というのが、業務に1年以上の経験があればよろしいと、こういう改正がされていようかと思いますが、これはどういうわけで、3年以上の経験が必要だったものが1年でいいことになったのかと。それに携わる、このオペレーターというんでしょうか、看護師、介護福祉士、その他の方が夜間等のオペレーターをできるよということのようですが、これが1年でいいということの問題点はないのかという思いがするものですから、お尋ねしたいと思います。

それから、34ページの指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者ということで、看護事業者ですね、看護師さんが回ってきてくださるといふ、こういうことであろうかと思いますが、5行ぐらいのところ、随時対応型訪問介護看護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じなければならないという、こういう規定がございますが、言葉の意味は分かりますけれども、内容は具体的にどういうことを言っているのか、そういう場面におりませんので、ちょっとどういうことを言っているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、35ページの3のところ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続の変更を行うものとするとい

う、この規定はいろんなところに出てきますけれども、説明いただいたものと同じものと理解してよろしいのか、お尋ねしたいと思います。

それから、40ページの（４）のところに、夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内における云々ということで、1から12までの規定がございますが、このこの指定夜間対応型訪問介護事業所というのは、下田市内にあるのかどうなのか、あるとすればどこでやられているのかということと併せて、オペレーターとして充てることのできる、この事業所というか、ここに書いてある1から12が、1つだけではなくて、幾つもここに書いてあるような事業所を持っているというか、ここに適用されるような事業所というのは市内にあるのかと、あるとすればどこかということをお尋ねしたいと思います。

48ページに、第5節で共生型地域密着型サービスに関する基準ということで、共生型地域密着型通所施設の基準という基準がここで記されているわけですがけれども、共生型地域密着型通所の施設というのは、どういう施設で、どこにあるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、その施設について、55ページで、共用型指定認知症対応型通所事業所の利用定員ということで、従来は1日当たり3人以下としていたものが、1日当たり3人以下とし、ユニット云々ということで、55、56ページになると、12人以下という具合に書いてございますが、これは下田市にはこういう事業所があるのかなのか、ないんじゃないかと思うんですけれども、いずれにしてもこれが12という数字はどういう根拠でここに出てまいているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、56ページから57ページに係りまして、66条、管理者というところで、下のほうの線を引いているところで、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上、差し支えない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある本事業所等の職務に従事しても差し支えないという、こういう兼用というんでしょうか、規定が入っていますが、これは具体的にどういうことを意味しているのか、お尋ねをしたいと思います。

これが適用されるような施設というのが市内にあるのかどうかということを含めて、御答弁いただきたいと思います。

専第6号のほう、93ページのほうに行きたいと思いますが、94ページに、指定地域密着型介護予防サービス事業者は云々と、その規定があるわけですがけれども、せっかく頂いた、この資料のほうを見ますと、介護予防認知症対応型通所介護（第2章：第4条～第42条）ま

でと介護予防小規模多機能型居宅介護、多機能は、この吉佐美のみくらの里かと思いますが、あと、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）と、ここに施設名が3つございますが、下田市の現状を含めて、どういうところかという点を御説明いただければありがたいと思います。

それから、この111ページに、72条の2のところ、その前からですが、サテライト型指定介護予防認定対応共同生活介護事業という、こういう事業所の名称が出てきまして、ちょっと理解が分からないものですから、サテライト型介護予防認定生活事業所というのは、どういうところで、どういう方々がここに処置がされているのか、お尋ねをしたいと思います。

その中で、110ページに、やはり福祉に関する事業について、3年以上の経験を有する指定、用途云々と、この場合は3年以上の認定が必要だというような規定があるわけですが、その前のやつは3年であったものは1年でいいというような規定に変更がされているかと思うんですけども、新たにこの3年以上の経験を有する者という規定が定められた理由というのはどういうことなのか、お尋ねをしたいと思います。

以上、いっぱい恐縮でございますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（中村 敦） 暫時休憩します。

午後1時51分休憩

午後2時01分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開します。

ここで休憩します。

2時30分まで休憩します。

午後2時01分休憩

午後2時27分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開します。

当局の答弁を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 大変貴重な時間をいただき、申し訳ございませんでした。

沢登議員からの質問、全部で17個あったかと思いますが、順次、回答させていただきます。

まず初めに、専第4号、15ページ、第4条第2項の部分ですけれども、こちらのほうは利用定員の緩和の部分で、この3分の1と下段のほうに書いてある部分については、介護予防の部分、要は要支援の方たちの部分が、1人は3分の1人の換算となりまして、それが乗数を加えて最大44未満になるまで見るができるという形になっています。

これは、要はケアマネジャー等が取り扱える人数の上限で、要介護の場合は1人が1人、要支援の場合は3人が1人分という形のカウントになります。

続いて、16ページ、第6条第2項、この中の6か月という部分のものを教えていただきたいという話でした。

まず、この利用者に対して、6か月に1回、サービスの、要は見直しがあります。その中で、現在、こういうサービスを受けているという、まず認識をさせていただいた後で、今後、こういうサービスが必要じゃないかというのを6か月に1回やります。さらに、その中で、こういうサービスが必要で、あと、こういう事業者が、ほかにこんな事業者がありますよというのを紹介しなければなりません。要するに、利用者の方が御納得いただいた形でサービスを利用していただくための措置という形になりますので、そういう形の話合いですね、こちらのほうが設けられるという部分に、こちらがなります。要するに、事業者が利用者を抱え込まないため、要は御納得いただいてやるというような形になります。

続いて、19ページ、第15条の20の2、介護支援専門員は等々の部分の最後に当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。これは何を言っているのかという話ですけれども、基本的に市が計画をつくる中で、ちゃんとその計画どおりやっているかというのをチェックする必要があります。そのチェックをするために、必要があれば、どのようなサービスを受けている、どのような計画に沿って実施されているというのを書面提出、あるいは報告を受けるといった形になります。

続いて、20ページ、第21条の4、適正な措置を講じなければならないという部分に対しては、ハラスメントの対策の明確化をするということで、各事業者が、このハラスメント対策として、職員に対して研修を行ったり、その内容については、マニュアルを整備するという形で規定をするということで記載されております。

続いて、21ページの第21条の2、業務継続計画の策定等の部分ですけれども、こちらは先ほど説明した業務継続計画と同様となりますので、議員御理解のとおりということでお願いします。

続いて、22ページ、第29条の2、虐待の防止の項目で、こちらの内容について具体的にと

いうところになりますけれども、こちらのほうは、その事業所の中に、この虐待防止等の委員会を設置すること、あと、虐待防止のための指針を作成すること、あるいは研修を実施するという義務を課しているものでありまして、内容については、その会議の内容は、また記録して保存するという形になります。

続きまして、専第5号に移ります。

まず初めに、この別紙の資料のサービスはどこでどのようにやられているかという部分になりますけれども、まずこれ順番に上から説明させていただきます。

一番上の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、こちらについては、今、市内に存在する施設はありません。ゼロです。

続いて、2つ目、夜間対応型訪問介護、こちらの部分についても、事業者はありません。

3つ目、地域密着型通所介護、こちらは3事業者あります。

4つ目、認知症対応型通所介護、こちらのほうは1事業者。

続いて、小規模多機能型居宅介護、こちらも1事業者。

続いて、認知症対応型共同生活介護、こちらは3事業者。

以下、地域密着型特定施設入居者生活介護から看護小規模多機能型居宅介護、こちらについては業者はありません。

続いて、4の指定地域密着型介護予防サービス、こちらのほうは、上から介護予防認知症対応型通所介護、こちらが1事業者。

介護予防小規模多機能型居宅介護、こちらも1事業者。

介護予防認知症対応型共同生活介護、こちらは2事業者ございます。

続きまして、29ページ、第6条第2項、この中の記載の1年以上という部分についてはですが、この1年以上という部分については、ちょっと上のほうに、利用者の処遇に支障がない場合であってという限定条件でありますけれども、要は、事業所の中で職員の配置、人的確保が厳しい場合がある場合のみの措置となりまして、利用者の処遇に支障がない場合のみ1年とされるという形の緩和措置になっております。

続いて、34ページ、第32条の5、指定定期・巡回随時対応型訪問介護看護事業者の話ですが、こちらの事業者については、一応、市内にはございませんけれども、こちらの項目については、ハラスメント対策が規定される部分になりまして、勤務体制の確保と職場環境の改善の取組を義務づけるということになっております。

続いて、35ページ、第32条の2の3、こちらについても業務継続計画の話ですので、こち

らも同様の内容になります。

続いて、40ページ、第47条の第4項、指定夜間対応型訪問介護看護事業所の部分になりますけれども、こちらのほうについては、現在、先ほど説明しましたけれども、下田市には事業所はありません。この12項目ある事業所がありますけれども、現在のところ、こういった事業に対しての相談はありませんし、今後、相談があれば、適切に対応するという形で御理解いただければと思います。

続いて、48ページ、第59条の20の2、この中で、こちらの共生型地域密着型通所介護という施設についてですけれども、簡単に言うと、介護と障害福祉サービスを同一の同じ事業所の中で提供することができる施設ということになります。

続いて、55ページ、第65条、利用定員等の中の、このユニット型指定地域密着型介護施設の、この12人以下となるという部分になりますが、まず下田市にはこの施設はありません。基本的に、小規模の事業者がサービスを提供するために、より緩和するための措置という形になります。

続いて、56ページから57ページ、第66条の管理者の緩和の部分ですけれども、現在のところ、こちらの部分もありません。

具体的内容としましては、管理者が本来ですと専任しなきゃならない部分について、事業に対する業務の余裕がある場合についてだけ専任が外せることになる、兼務することができるという措置になります。

続きまして、専第6号に移ります。

94ページ、94ページのこのサービスについては、先ほどこちらの表で示させていただいた事業所が場所になります。

先ほど回答したように、全部で4施設あり、この3種類が、それぞれ1施設、1施設、2施設という形の回答をさせていただきました。

続いて、111ページ、第72条第2項、サテライト型指定介護予防の、この施設はどのようなかというところですが、認知症のグループホームの中で、機能が一体ではなくて分散している、本所があって、別に棟があったりというところの部分で、サテライト型という言葉が使われておりまして、基本的に市内には、こういう事業所はありません。

最後に、110ページ、第71条の第9項、この中で3年以上という経験の部分の話ですが、先ほど1年とあったのという部分ですが、この3年の部分については、資格として、保健師、ケアマネ、社会福祉士、看護師等、相談業務に3年以上当たるという条件がありま

して、こちらのほうを3年以上やっていないと駄目ですよということで規定を強化しているという形になります。

説明については、以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございませんか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） まず、この報第2号から報第5号については、改正内容も重要であり、また改正量も多くあるということで、議会運営に携わる副議長の立場として、専決の議案だから即決でいい、委員会付託しなくてよいという判断をしたことで、こういった形で議会運営に少し支障を来してしまったことに対しておわび申し上げます。申し訳ございません。

質疑の内容ですが、私は地方自治法上の第179条、長の専決処分という観点で何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、課長の答弁の中では、それぞれ条例改正は、令和6年4月1日から。また、それまでの前の期間は経過措置ということで、条例自体、何々しなければならないというところは、何々するよう努めなければならないという観点で、各省令が出て、すぐの条例改正はする必要がなかったというような内容での答弁をいただいたかと思っております。

一方で、専第4号、説明資料の①ですと、改正の内容自体は、（1）が令和3年厚生労働省令第9号、（2）が令和5年厚生労働省令第161号、（3）が令和6年厚生労働省令第16号ということで、大きく3つに分かれております。

下田市は、今回、（1）から（3）までを全てまとめて専決というような条例改正の議案となっておりますが、全国的、また賀茂地域内、伊豆半島内、静岡県で、この4つの条例改正は、下田市と同じような取扱いだったのか、下田市だけが特別な専決という取扱いだったのか、お尋ねさせていただきたいと思います。

私が調べた中では、専第3号の条例改正については、（1）の令和3年厚生労働省令第9号については、ある自治体さんでは、令和3年4月1日から施行・公布というような改正をされている自治体もございましたので、この点についてお尋ねさせていただきたいと思えます。

また、専決に対する諸部局と議会側の認識が若干異なっているのかなということで、地方自治法179条に基づいて、この専決処分の取扱いが正しかったのかどうかということについても、執行部局の皆様のお考えをお聞かせさせていただきたいと思えます。

また、土屋議員からの質問の中で、多少、関連した質問になってしまいますが、今回、こ

のように専決になってしまったことは、人的ミスがあったのか、それとも時間的にやむを得ない事由であったのかについても確認させていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 大きく2つ御質問があったと思います。

まず、今回のこの条例改正、専決の部分について、下田市とどのような形でほかの自治体はやっているかという部分の違いの部分について説明させていただきます。

まず、賀茂郡内のまちについては、今回、この個別の条例の中で、国に準拠した、国に準拠するよというような条例の内容になっていまして、条例改正は基本的には行っていません。そのため、法が改正されると、まちのほうの条例も同時に改正されるという形の仕組みになっているところが多いです。

静岡県東部のほかの市につきましては、基本的にこの令和6年3月議会までの間に条例改正のほうがされておりますが、伊東市については、今回のこの6月議会で同様な形で条例改正をするということで情報を得ております。

続いて、今回のこの原因が人的なものであったか、時間的なものであったかという質問でございますけれども、下田市がこれまで行ってきた改正においては、3年に1回、大きな改正を行うという部分でありましたもので、そのルールに照らし合わせると、今回、ちょっと心苦しい回答にはなりますけれども、このような形で時間が足りなかったというのは、やはりございます。

ただし、土屋議員も御指摘のように、令和3年の改正をなぜ今頃やるのかという部分については、やはり適宜・適切な時期に条例改正をする、議会に諮るという部分が適切ではないかというふうに考えておりますので、今後、こちらのほうについては、法改正があるたびに内容を吟味させていただいて、議会のほうに相談させていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 御回答としては、人的ミスではなく、下田市のこれまでの介護等に関する条例改正のルールに基づいて行ったという御答弁だったのかなと思われま。

ただ、一方で、東部地区では、3月定例会で改正されているところもあるということで、例外で伊東市のことを述べられておりましたので、こういった取扱いは少ないのかなと思われま。

今後、この後にも専決に関する議案が幾つかございますが、なるべく専決というものはないというのが、やはり議会の在り方かと思われま。

今回の例を見まして、他の課であったり、介護以外の条例見直しでも、同じような省令が早めに出て、改正の猶予期間が幾つかあるというような場合があるかと思いますが、今後、そういった条例改正については、取扱いを改めていくのかどうか、関連という形でお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 今のは、条例改正を専決でやるのはいかがかというお話であろうかと思ひます。

冒頭、市民保健課長も申しあげましたとおり、こちらについては、できるものはやっていくべきだったというおわびがあったということもありますけれども、こちらについては、できるものは、当然、専決ではなくて、それは普通の議会で普通の条例改正として行っていくというのは本旨であろうかと思ひます。今後とも、そういった面では、省令、法律等、改正があったときには、敏感にそちらのほうの改正のほうも対応していきたいというふうに思ひます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

報第2号 専決処分の承認を求むることについて（下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）、お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 報第2号 専決処分の承認を求むることについて、反対の立場で意見を

申し上げます。

本専決処分につきましては、地方自治法第179条、長の専決処分によるものでございますが、省令等の時期を鑑みても、専決処分を進める以外の方法があったと考えております。

また、専決処分と至った理由については、本定例会において、議会及び議員には説明がございましたが、このような取扱いがあった経緯を市民の皆様にも伝える必要があると思えます。

仮に、この専決処分の承認が不承認になった場合でも、この条例は有効となりますので、市民の不利益とはなりません。市長部局は、このことについてしっかりと市民の方に説明していただくためには、議会として、この報第2号を不承認とする必要があることから、不承認の立場で意見を申し上げます。

○議長（中村 敦） 次に賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 着席ください。起立多数であります。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）、お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 報第3号 専決処分の承認を求めることについて、不承認の立場で意見を申し上げます。

報第2号と同様、専決処分をするに当たっては、専決処分の理由を市民の皆様にも伝える必要があるかと考えております。

そのためには、専決処分の承認ではなく、議会として不承認とし、その理由等を地方自治体の長は市民の皆様の説明を求めたいということから、不承認の立場で意見を申し上げます。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 着席ください。起立多数であります。

よって、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）、お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 報第4号 専決処分の承認を求めることについて、不承認の立場で意見を申し上げます。

報第2号、報第3号と同様に、本条例改正については、専決処分に至った経緯を、議員だけでなく、市民の皆様にも広く伝える必要があることから、本下田市議会としてはこの専決処分を不承認とし、自治体の長が市民の皆様に専決処分に至った経過を説明していただく必要があるという考えから、不承認の立場で意見を申し上げます。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 御着席ください。起立多数であります。

よって、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）、お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

13番 江田邦明議員。

[13番 江田邦明議員登壇]

○13番（江田邦明） 報第5号 専決処分の承認を求めることについて、不承認の立場で意見を申し上げます。

報第2号、報第3号、報第4号同様に、この専決処分に至った経緯を本下田市議会、また議員だけではなく、市民の皆様にも伝えていく必要があるという観点から、本議案については不承認とし、自治体の長が市民の皆様の説明をすることをお願いしたい観点から不承認の立場で意見を申し上げます。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 敦） 御着席ください。起立多数であります。

よって、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、報第6号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（土屋武久） 報第6号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の43ページをお開き願います。

報第6号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件、下記の専第7号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを別

紙44ページから54ページのとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、専第7号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを、議案説明資料により御説明申し上げます。

お手数ですが、議案説明資料の117ページ、専第7号説明資料①を御覧ください。

今回の条例改正につきましては、令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法等の特別措置を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律、令和6年法律第2号 地方税法施行令の一部を改正する政令、令和6年政令第34号が令和6年2月21日に公布され、同日施行されたこと、また令和6年度税制改正大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律、令和6年法律第4号 地方税法施行令の一部を改正する政令、令和6年政令第136号 地方税法施行令の一部を改正する政令、令和6年政令第137号及び地方税法施行令の一部を改正する政令、令和6年政令第138号並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令、令和6年総務省令第37号が令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、令和6年4月1日から施行されるものにつきまして、これに対して対応を図るため、下田市税賦課徴収条例について所要の改正を行うもので、本年3月31日付で専決処分を行ったことから、本定例会において御報告し、御承認を求めものです。

主な改正項目でございますが、1点目は令和6年能登半島地震災害の被災者に係る個人住民税の特別措置です。令和6年能登半島地震の災害により、住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年中に生じたものとして、令和6年度分の個人住民税においてその損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができることとするもの。

2点目は、個人住民税の定額減税の実施で、令和6年度分の個人住民税の所得割から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するもの。

3点目は、土地に係る固定資産税、都市計画税の負担調整措置等の継続で、令和5年度までとされていた適用期限を令和6年度から令和8年度までの3年間延長するもの。

4点目は、固定資産税の課税標準額の特例のうち、わがまち特例に係る特例割合の整備でバイオマス発電設備のうち、1万キロワット以上2万キロワット未満の発電設備で、FIT、FIP制度の一般木質バイオマス、農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固形燃料区分に該当するものについて、固定資産税の課税標準額を7分の6の割合で減額する規定を新設するものです。

続きまして、118ページ、専第7号、説明資料②をお開きください。

下田市税賦課徴収条例の一部改正に関する新旧対照表で、左側は改正前、右側が改正後、下線部分が改正箇所となっており、国から示された項目に沿った内容となっております。以下、簡単に説明をさせていただきます。

118ページの第51条、71条、次の119ページの139条の3の改正は、それぞれ市民税、固定資産税、特別土地保有税の職権による減免を可能とする規定の追加です。

119ページから120ページの附則第5条の2の改正は、能登半島地震災害の被災者に係る個人市民税の特別措置で、令和6年能登半島地震の災害により、住宅や家財等の資産について損失が生じたときは令和5年中に生じたものとして、令和6年度分の個人市民税においてその損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができることとするもの。

120ページの附則第6条の改正は、法附則第4条の4が法附則第4条の5に繰り下がったことに伴う条ずれの改正。

121ページから129ページの附則第7条の5から第7条の8までの改正は、令和6年度分の個人市民税の特別税額控除に係る規定の新設で、附則第7条の5は令和6年度分の個人市民税の特別税額控除について、附則第7条の6は令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例について、附則第7条の7は令和6年度分の公的年金に係る所得に係る個人の市民税に係る特例について、附則7条の8は令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除についてそれぞれ規定するもの。

129ページから130ページの附則第8条の改正は、条文の条ずれによる改正及び特別税額控除の算定に用いる所得割の額は、当該規定の適用後のものとなるよう読み替えの規定を追加したもの。

130ページの附則第10条の2は、再生可能エネルギー発電施設に係る課税標準の特別措置のうち、一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の割合を定める規定を新設したもの、特定事業所内保育施設の適用期間終了による削除及び条文の項ずれ並びに字句の修正による改正。

131ページから133ページまで、附則10条の3の改正は、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置における申告の見直しで、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、当該住宅が新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の定額の減額措置の要件に該当すると認められるときは、区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても当該減額措置を適用することができるものとしたもの。地方税法施行規則改正による

項ずれ及び条例の項ずれによる改正。

133ページから136ページまで、附則第11条から13条までの改正は、土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続で、令和5年度までとされていた適用期限を令和6年度から令和8年度までの3年間延長するものと、136ページから137ページの附則第15条の改正は、固定資産税の負担調整措置の延長に伴い、特別土地保有税の課税の特例期間を3年間延長するもの。

137ページから140ページまで、附則第16条の3から第20条の3までの改正は、定額減税の特別税額控除の対象となる所得割の額について、各条文に規定する個人市民税の分離課税の所得割の額を含める読替規定の追加で、附則第16条の3は上場株式等に係る配当所得等、附則第16条の4は土地等の譲渡等に係る事業所得等、附則第17条は長期譲渡所得、附則第18条は短期譲渡所得、附則第19条は一般株式等に係る譲渡所得等、附則第20条は先物取引に係る雑所得等、附則第20条の2は特例適用利子及び特例適用配当等、附則第20条の3は条約適用利子及び条約適用配当等、それぞれの分離課税の所得割の額を特別税額控除の対象となる所得割の額に含める読替規定です。

140ページから143ページ、附則第25条、第26条の改正は、土地に係る都市計画税の負担調整措置等の継続。

143ページ、附則第29条と144ページの附則第30条は、法律改正による項ずれの反映です。

恐れ入りますが、議案件名簿の53ページにお戻りいただきまして、議案件名簿の53ページの中段の附則でございますが、第1条は条例の施行期日を定めるもので、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。第2条は固定資産税、第3条は都市計画税に関する経過措置を規定したものです。

以上で、報第6号 専決処分承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）の説明を終わらせていただきます。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論ないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、報第6号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報第7号の上程・説明・質疑

○議長（中村 敦） 次は、日程により、報第7号 令和5年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志） それでは、報第7号 令和5年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の55ページをお開きください。

55ページは議案のかがみでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を56ページから57ページのとおり調整いたしましたので、御報告申し上げるものでございます。

繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項において、「普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会において議会に報告しなければならない」と規定されておりますので、今議会において報告させていただくものでございます。

それでは、56ページから57ページの令和5年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を御

覧ください。すみません、2ページに分かれていて大変見にくい形になっておりますけれども、申し訳ございません。

繰越しをいたしました事業は記載のとおりで、いずれも年度内完了の見込みがつかず、令和5年12月定例会及び令和6年3月定例会におきまして、予算の議決及び3月29日専決予算で承認をいただいたものでございます。

1件目は、2款総務費、1項総務管理費、事業名は新庁舎等建設推進事業、内容は新庁舎整備工事（旧校舎活用棟）で、翌年度繰越額は3,517万円、繰越しの理由は、建設資材の不足による活用棟エレベーター工事の遅れにより、年度内執行が不可能となったために繰り越すもの。5月末に既に完成済みでございます。

2点目は、同じく2款総務費、1項総務管理費、事業名は庁舎等建設推進事業、内容は新庁舎整備工事管理業務委託（旧校舎活用棟）で、翌年度繰越額は146万3,000円、繰越しの理由は、活用棟エレベーター工事の遅れにより、年度内執行が不可能となったため繰り越すもので、5月末に同様に完成済みでございます。

3件目は、2款総務費、1項総務管理費、事業名は新庁舎等建設推進事業、内容は新庁舎整備工事（外構）で、翌年度繰越額は3,700万円、繰越しの理由は、取り壊す水路擁壁内にあった個人の給水管の処理に不測の日数を要したため、年度内執行が不可能となり繰り越すもの。なお、4月中に完了済みでございます。

4件目は、2款総務費、2項徴税费、事業名は市民税課税事務、内容は市県民税システム改修業務委託で、翌年度繰越額は341万円、繰越しの理由は、システム改修に不測の日数を要したことから、年度内執行が不可能となったために繰り越すもの。完成予定日は令和6年6月末でございます。

5件目は、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名は戸籍住民基本台帳事務、内容は戸籍情報システムの改修業務委託で、金額は389万4,000円、繰越の理由は、システム改修に不測の日数を要したことから、年度内執行が不可能となったため繰り越すもの。完成予定日は令和7年3月末でございます。

6件目は、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名は戸籍住民基本台帳事務、内容は住民記録システム振り仮名対応改修業務委託で、金額は766万7,000円、繰越しの理由は、システム改修に不測の日数を要したことから、年度内執行が不可能となったために繰り越すもの。完成予定日は令和7年3月末でございます。

7件目は、4款衛生費、1項保健衛生費、事業名は新型コロナワクチン接種事業、内容は

健康管理システム改修業務委託で、金額は94万1,000円、繰越の理由は、システム改修に不測の日数を要したことから、年度内執行が不可能となったため繰り越すもの。完成予定日は令和6年7月末でございます。

8件目は、5款農林水産業費、4項水産業費、事業名は田牛漁港海岸保全施設整備事業、内容は、田牛漁港海岸保全施設整備事業実施設計業務委託で、金額は2,257万1,000円、繰越しの理由は、地質調査結果により構造の検討に不測の日数を要したことから、年度内の完了が不可能のため繰り越すもの。完成予定日は令和6年12月末でございます。

9件目は、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名は橋梁維持事業、内容は志戸橋測量設計業務委託で、金額は1,500万円、繰越しの理由は、変更申請による追加事業であることから、国庫補助の交付決定に不測の日数を要し、年度内の完了が不可能なため繰り越すもの。完了予定日は令和6年6月末でございます。

10件目は、7款土木費、5項都市計画費、事業名は都市計画総務事務、内容はみどりの基本計画策定業務委託で、金額は797万5,000円、繰越しの理由は公園の配置方針について他の計画との調整等に不測の日数が生じたことから、年度内の完了が不可能なため繰り越すもの。完成予定日は令和6年9月末でございます。

11件目は、9款教育費、3項中学校費、事業名は中学校管理事業、内容は旧稲梓中学校校舎解体工事で、金額は2,392万円、繰越しの理由は庁舎の解体工事に伴い、一時撤去した体育館のケーブル資材の入荷に不測の日数を要し、ケーブルの付け替え及び外構工事について年度内の完了が不可能なため繰り越すものでございます。完成予定日は令和6年7月末でございます。

12件目は、9款教育費、6項学校給食費、事業名は学校給食管理運営事業、内容は学校給食センターボイラー給湯温度制御修繕で、金額は315万7,000円、繰越しの理由は資材の入荷に不測の日数を要し、年度内の完了が不可能なために繰り越すもの。令和6年4月末に既に完了済みでございます。

13件目は、9款教育費、7項市民文化会館費、事業名は市民文化会館管理運営事業、内容は市民文化会館小ホール空調設備改修工事で、金額は461万9,000円、繰越しの理由は資材の入荷に不測の日数を要し、年度内の完了が不可能なため繰り越すもの。完成予定日は令和6年6月末でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第7号 令和5年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

報第7号 令和5年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、報第7号 令和5年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

ここで休憩したいと思います。3時40分まで休憩します。

午後3時26分休憩

午後3時39分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎報第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、報第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度下田市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志） 報第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度下田市一般会計補正予算（第1号））につきまして御説明申し上げます。

議案件名簿の58ページをお開きください。

報第8号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第8号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり、令和6年4月11日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

今回の補正予算は、5月26日に行われた静岡県知事選挙に係る経費のほか、国の施策として実施される定額減税及び物価高騰対応重点支援給付金を実施するために、早急に必要とされるシステム改修費について専決処分したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度下田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億2,500万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、別冊の補正予算の概要により御説明申し上げます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画課14款2項1目4節国庫・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金900万円の追加は、システム改修に対する補助金を受け入れるもの。

選挙管理委員会事務局関係、15款3項1目3節県費・選挙費委託金1,600万円の追加は、静岡県知事選挙委託金でございます。

続きまして、4ページ、5ページ、歳出でございます。

総務課2款9項1目0910電算処理総務事務66万円の増額は、定額減税に対応するため、人事給与システムを改修するもの。

財務課関係、12款1項1目予備費66万円の減額は、歳入歳出調整額。

福祉事務所関係、3款1項1目1021物価高騰対応重点支援給付金事業（子育て世帯等分）900万円の追加は、国の施策として実施するもので令和6年度の住民税において、新たに非課税となる世帯及び均等割のみとなる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するためのシステム改修を行うものでございます。

選挙管理委員会事務局関係、2款4項6目0582静岡県知事選挙事務1,600万円の追加は、5月26日に行われた静岡県知事選挙に係る経費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第8号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第8号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 5ページのシステム改修の業務費でございますが、人件費の共有システムは66万円というのに、物価高騰の給付のためのシステム改修は900万かかると、内容がよく分からないもんですから、比較したときに大変大きな差が出ているわけで、このシステム改修についてこちらの世帯分がどうしてもこんなに高くなるのかというような思いがありますので、そういう比較論がおかしいのかもしれませんがお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） ただいま御質問がございましたシステム改修についてお答えをしたいと思います。

こちらのシステム改修につきましては、給付金事業を行うためのシステム改修でございます。給付金事業と申しますのは国の経済対策に基づく物価高から国民生活を守る施策といたしまして、昨年11月2日に閣議決定をされましたデフレ完全脱却のための総合経済対策、これを受けて実施されるものでございます。

これによりまして、昨年は8月から低所得世帯向けに3万円の給付金の事業がございましたけれども、そちらの支援枠が拡大されたということになりまして、給付金の種類が5つに分類される給付金ことができました。さらに細かく分けていきますと、9つに区分されるような給付金ということで大変複雑な内容になってございまして、また支援枠が拡大されたということで対象世帯も大変多くなるということになります。

給付金事業につきましては、その事業を実施するに当たりましては対象者を抽出いたしまして、その抽出した対象者の台帳をつくり、通知を発送したり申請のあった書類のデータの管理、また支払いの振込、そういった電算処理が必要になってきて、これに伴うシステム改修を行うために予算を措置したものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 総務課のほうで計上をお願いしてございますこちらのほうは人事のシステムでございますので、職員分ということで一般会計で言えばフルタイムの職員が235名程度、そして短時間等で170人程度ということで、そもそも給与計算ですので今福祉事務所で申し上げたような数字のシステムとはちょっと規模が違うということで、こちらのほうは66万で押さえてあるということで、こちらはあくまでも給与の計算のためのシステムの改修ということで御理解願えればと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） この900万は国の定額給付の関係で、900万そのものは国から国庫支出金
が来るという、こういう内容だろうと思いますが、しかし下田だけではなくて全国的なこの
システム、同じシステムということになるんじゃないかと思うわけですね。下田だけじゃ
ない、南伊豆町もどこも同じようなこの給付の制度という、こういうことから考えますと、
国から金が出るんだから900万そのままいいんだよということではなくて、やはりこの900
万かかるチェックというのは私は必要じゃないかと思うんですよね、担当者として。

自分もよくこのシステムよく分かんないもんですから、なおさらこの疑問を持たざるを得
ないって言いますかね。次々法律が改正されると、システム改修費を支払わなきゃなんない
というこういう仕組みになってますので、こういう仕組みはいかがなものかっていうような
思いがあるもんですから、どういうチェックをされてるのかということがあればお答えをい
ただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） この900万の金額についての妥当性をどうなのかというような
御意味の内容かと思います。

この給付金は、令和5年度と令和6年度の課税状況が基になるような給付金になります。
下田市の場合、課税の情報のデータ、それから住民基本台帳のデータ、これらをデータを照
らし合わせまして対象者を抽出していくような作業が必要になってきまして、その際、今導
入しているシステムのベンダーから金額の提示を受けて予算のほうの要求をしたところでご
ざいます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、報第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度下田市一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、報第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度下田市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志） 報第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度下田市一般会計補正予算（第2号））につきまして御説明申し上げます。

議案件名簿の59ページをお開きください。

報第9号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第10号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり、令和6年5月10日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により議会の承認を求めらるものでございます。

別紙黄色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

今回の補正予算は、先般、下田市議会全員協議会で報告させていただいた令和6年（行ウ）第13号 公金支出差し止め請求事件に係る訴訟代理人業務委託について専決処分したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度下田市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は「第1表 歳出予算補正」によるというもので、予算

書の2ページから3ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては後ほど別冊の補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為の補正」によるというもので、4ページをお開きください。

追加は1件で、訴訟代理人業務委託料で、期間は令和6年度から訴訟が終了した日の属する年度まで、限度額は訴訟代理人業務に伴う実費及び市と代理人弁護士間において協議した弁護士報酬の額の合計額でございます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳出でございますが、財務課関係、12款1項1目予備費88万円の減額は調整額。

環境対策課関係、4款2項6目2405各広域ごみ処理施設整備事業88万円の追加は、令和6年（行ウ）第13号 公金支出差し止め請求事件に係る訴訟代理人業務委託でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第9号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第10号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） ここで会議時間を延長いたします。

当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） この専決処分は、地方自治法の第179条にのっとりた形での専決かと思えますけれども、その内容がまだ説明を受けておりませんので、日程上のどういう何月何日にどうなってどうなったってというような御説明をいただけないでしょうか。

と言いますのも、地方議会運営事典によりますと専決処分に当たっては、町村、市に当たっては7日前までに先ほど総務課長が説明ありましたけれども、基本的に臨時議会を開いてその中で議論をした上で予算を使っていくってというような形がやはり望ましいってことは普通に考えられるわけですが、やはり今、地方の議会で専決が多くなっているってというような事例があって、これは市民の声が市民不在の議会に対する軽視というような形がやはりちょっと進んでいるのではないかという研究者の報告なんかも話題になっているところがございます。

ましてや今回の専決、この専決に関しましては、ちょっと重大事項の専決、軽視できない

ような案件、市民にとってはですよ。市民にとってはごみ処理場の問題ですから、やはりちょっと注目度の高い問題でありますし、その辺はしっかりと本当に専決でいいのかどうなのか、先ほど江田さんの話もありましたけれども、そういったことも含めて庁内でしっかり議論がなされたのかどうなのか。

最悪ですね最短で、議会運営事典によりますと、議会招集するのは7日前までが原則であるけれども、招集する時間的余裕がないことが明らかであるのはじゃあどのぐらいなのかという日程上の問題があると。そのときに最短で前の日に招集して、次の日に議会を開いて説明をして通していくっていう、臨時議会を開いて通していくっていうのが最短ではないかというようなことが明記されております。

ですから、例えば1週間ちょっと取れなかったんで今回は専決ですみたいなことになってくる。4月26日に訴状を受領して5月10日に専決処分ってなってます。ゴールデンウィークとかいろいろありますから、必ずしも微妙なタイトな感じかなっていう日程的には思うんですが、いずれにしてもこの案件を専決していく意思決定の過程っていうのが見えてこないところに、ちょっと疑義を差し挟まざるを得ないんじゃないかっていうような気持ちでいるんですが、その辺の日程上のことでありますとか、この専決を決定した経緯みたいなことをお聞かせいただけないかと思います。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） それでは、ただいまの岡崎議員の、今回の裁判に至った経緯の部分ということで、お答えを申し上げます。

今、議員も申し上げたように、4月26日に訴状が下田市役所に届いたということなんですけれども、これ実際に届いたのが26日の夕方ということで、私ちょっともう帰る時間だったんで本当に夕方に受け取って、実際に私が目にしたのは4月30日です。

5月21日に期日が定められているということと、もう1点、答弁書の提出期限というのが5月14日というふうに指定されておりました。4月30日に市長に報告をした上で担当間での協議をし、5月1日に政策調整会議に諮った上で専決の方針というものを決定しまして、こちらにつきましては同日、正副議長にも報告をした上で、最終的に5月10日に専決処分という形で今回の経過は進んでおります。

5月1日に法人として専決処分を掲げて作業を進めさせてもらったんですけれども、今回の訴状を受けた時点で、我々がやらなければならないことというのが当然、弁護士さんはまず誰にお願いするのか。その弁護士さんは引き受けていただけるのか。一体幾らで引き受け

てくれるのか、そういった事務的な手続、それから5月14日に期限を定められております答弁書の作成について、内容を精査していった準備をしなければならない。そういった2点の方向があります。

今回は5月1日に専決という方針を定めて、もう予算を確保したということで、弁護士先生、山口先生にお願いしたわけですがけれども、事前に準備を進めていただいた上で見積書等の準備、契約書の準備等も同じように進めていただいて、書類が整ったところで5月10日に専決というような流れでございました。

これを実際に、補正予算を臨時議会を開いてということになりますと、当然、議決後にならないと動けないと。今回こういった専決で動いてるものですんで、契約を実際にしたのは5月13日ということで、14日の提出期限の前日ということで非常にタイトなスケジュールだったわけです。補正予算議決を経てから動くということでは当然間に合わないという判断の下、あらかじめ専決ということで手続を進めさせていただいた経過でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） 時間的経過につきましては、今、環境対策課長のほうが御説明させていただきましたけれども、一般的に訴訟対応には、それ相当のやはり準備、検討時間が必要でございます。今回ですね至急な予算執行が必要であったことから専決処分をさせていただいたということでございます。

なお、専決により補正予算を編成する際には、事前に議長、副議長等にも相談のほうをさせていただいてやらせていただいているということでございます。

あとですね、通常こういった訴訟、今回のような件が下田市において初めての件ではございませんで、今までにもございます。通常ですね下田市だけではなく、着手金については早急な対応が必要であるということから、予備費等により対応し、追加費用、成功報酬等においては補正予算による対応するケースが多いというふうに認識してございます。当市においても今までそういった状況でございました。

今回のケースにおきましても、そういったタイトな状況であるということで、予備費によって行ってもおかしくないケースであったというふうに考えてございます。しかしながら、予備費ではなく、今回専決による補正予算により対応したのは、債務負担を設定しなかったという点もございますが、行政当局、我々といましては、議会に対してこういった今の議会で予算として説明することができるように、専決で予算化してやったというのは丁寧な

対応をしたというふうに認識しているところでございます。

こういった専決、何をもって予算を専決でやるのか、臨時議会を開くのかというのは非常にちょっと難しい点だとは思いますが、これまでも議会のほうとある一定の共通認識、御理解はいただいていたとございますので、また今後もこういった点につきましては皆様と御相談させていただきながらやっていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 説明のほう、ありがとうございます。大体流れっていうのはよく理解できました。

私、実はもう何十年も前ですけども、法律事務所に勤めたことがありまして、何となくこういう流れっていうのは分かってるつもりなんですけれども、今、先ほど大原課長がおっしゃったように、着手金があつて契約をして、それで裁判をして、それで成功報酬っていうのが一般的な裁判のやり方で今回88万円ぼんと入れてるっていうところも、ちょっと何となく腑に落ちないと言いますか、本当にどうなるか分からないわけですから、裁判に関しましては。

やはり議会で専決で流していくっていうのではなくて、議会でしっかりと議論したことが市民の皆様にお伝えできる、そういった場をまず持つっていうことが特にこの案件の場合は、ほかの軽微な案件っていうのはもう専決でやっていただいても本当に問題ないと思うんですけども、市民の非常に重大な関心のある事項に関しての措置としては、やはりちょっと変な言い方をすると説明をする前に進めてっていうような形にしたのかなっていうようなふうにも勘ぐられてしまうのではないかなっていうような、ちょっとおそれを感じるころです。

ですから、まず市民がどう感じるのかっていうことが非常に重要な中での専決処分であるというふうに考えていただかないと、開かれた議会ということでこれからこうした中継が生中継でこれから皆さんのところに流れていくっていうことを前提にして今、この審議上で始まっているわけでございますし、やはり専決の在り方についても一つ研究をしていただいて、より市民が我々が納得するとかしないとかっていう問題よりも、市民がそうなのかっていうようなところで納得するような形で進めていただけるように考えていただきたいなというところで要望で終わりますけれども、私自身はちょっと今回のこの案件と、それからこの時間的猶予も含めて、1日あればできるってこの辞書には書いてありますけれども、そういった

ところで現実的にどうか分かりませんが、もうちょっとチャレンジしていただいてもよかったですのではないかなというところがございます。

一応、要望ということで最後終わらせていただきます。失礼します。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） この訴訟代理人の業務委託につきましては、市と代理人弁護士において、行政報告の中で下田市の顧問弁護士であります山口雅直さんって読むんでしょうか、弁護士に依頼をしたという、こういうことですが、山口さんの顧問弁護士としての費用はどこで幾らをお支払いになっているのかということをお尋ねをしたいと思います。

と言いますのは、訴訟をされて対応するというのですが、予算上は委託料として88万円、2405広域ごみ処理施設の整備事業だと、この訴訟が整備事業なのかってこういう疑問が出てきますので、むしろこれはごみ処理に関わることではございますが、ごみ処理の整備事業ではなかろうと、それは行政のやり方についてのクレームが出てきていると、こういう理解をすべきではないのかと。

当然、担当の広域ごみに関わっている課長さんには関わっていただくということになるんでしょうけど、予算措置が広域ごみ処理施設整備事業というようなところの予算措置で果たしていいのかと。広域ごみ処理施設の事業では、この訴訟はないんじゃないかっていう具合に、それに関連するものですけども、裁判そのものがこの事業ということに関わってくるのかと。ちょっと予算の措置の仕方がいかななものかというような思いがありますので、その見解をお尋ねをしたいという具合に思うわけでありませう。

それから、先ほど岡崎議員の質問に対して、一つの方向として着手金があつて、成功報酬はあるんだと。大体着手金って言えば30万から40万ぐらいの着手金がまず必要だということになろうかと思っておりますけども、そういう見解でいきますとこの88万円という算定額はどのようになされたのかと。訴訟代理人業務に伴う実費及び市と代理人弁護士間において協議した弁護士報酬の額の合計額だと、こういう表現をされてますが、この内容というのはどういう具合に理解をしたらよろしいのかと。協議した報酬というのは、何をどういう具合に協議して88万という数字になったのかと。

私の経験したところ而言えば、弁護士費用のほうですけども、恐らく1年以上の2年に近くに関わる訴訟になろうかという想定をすれば、88万程度で済むような内容ではないものを88万円打切りで山口さんがやってくださると、こういう契約になつてるのかどうか。88

万円以上の追加が出てくるものになるのか含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 私のほうからは顧問弁護士料ということで、顧問弁護士についての契約は総務課のほうで執り行ってございます。例規関係事務のほうにおいて108万7,000円の予算措置がなされているということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） 今回、この専決予算によりまして、広域ごみ処理施設の整備事業費に予算のほうを計上させていただいたわけですが、下田市におきましては事業予算という分を使ってございます。

そういった点で、何に係る訴訟かというのを分かりやすいという部分で、確かに整備事業費ではないんですけども、こちらのほうに分かりやすさという点で計上させていただきました。基本的に予算について、そういった形でございます。特に問題はないといえますか、一番分かりやすいのに、どこに入れるのが分かりやすいかという部分で計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） 報酬の件についての御質問がありましたのでお答えしますけれども、現在の契約で内訳としましては88万円が着手金でございます。ちょっといつまでかかるか分からないということで、最終的な報酬はまた別途計上されることになると思います。その間に生じた追加費用等がございましたら、その都度補正等で上げたうえでお知らせするというような形になると思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 88万って言いますのは予算に出てるから分かってるわけです。何で88万の着手金なのかっていうことをお聞きしてるわけです。どういう話合いをして88万という数字が出てきたのかってことをお聞きしているわけです。

それから、分かりやすいとか分かりにくいとかっていうようなそういう基準が、予算措置上の基準ではないんじゃないかと思えますけどいかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） 訴状を確認していただいた上で山口先生のほうと協議をしまして見積りを出していただくと。必要な業務ですとかそういったものは山口先生のほうで積算していただいた上で88万円という金額になりました。

以上です。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） 予算における議決はどこまでやられてるかと言いますと、款項の部分でございます。それ以下の部分につきましては、その項を説明するに当たりまして、どのように予算編成するのが分かりやすいのか、説明しやすいのかという観点で下田市においては事業予算を採用しているという状況になってございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 88万について着手金だということを山口弁護士と相談して協議して決めたということであれば、やはりその協議書の内容はどういうものなのか、文書化されているとすれば提示いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） 協議の結果は、文書としては残されておりません。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

7番 岡崎大五議員。

〔7番 岡崎大五議員登壇〕

○7番（岡崎大五） 報第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度下田市一

般会計補正予算（第2号））について、不承認とする立場で説明させていただきたいと思えます。

本来、専決処分は、臨時議会をもって諮るのがしかるべき。しかしながら、時間的ゆとりがなかったりした場合には地方自治法第179条、あるいは第180条に基づく規定の中で、これを専決処分にしてもよろしいという地方自治法になっております。

本件に関しましては第179条を適用し、専決処分といたしましたという説明ではごさいますけれども、今の当局のほうのお話ですと4月30日に受け取り市長に報告し、5月1日に専決処分をもう既に翌日に決めていると。そしてそこから10日開いて、5月10日の日付で専決処分ということで処分がくだされていると。この間10日間あるわけですね、ゴールデンウィークだったかもしれませんが10日間ある。

当然のことながら、その内容を鑑みてこのごみ処理場の問題というのは住民にとって非常に関心の高いことでもありますので、ここはやはり当然臨時議会を開いて、そして議会で議論をした上で採決するという過程がやはり市民のためには必要ではないかと。そうすることがやっぱり議会としての役割ではないかというふうに考えるところでございます。

議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるか否かの認定は下田市長が行うのであるが、その認定には客観性がなければならず、これを誤った場合には当該専決処分は違法である。行政実例として辞書の中に記載されております。ですから、今回の専決処分は、やはり臨時議会を開催し議論して採択されるべき事案でありまして、地方自治法第179条に違反した上で専決処分されたことは明白であり、これは市長による裁量権の逸脱・濫用と言われても仕方がない状況ではないかと思えます。

よって、不承認とすることが議会として、一議員として、付託を受けた市民に対する責務であると考えます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

8番 楠山俊介議員。

〔8番 楠山俊介議員登壇〕

○8番（楠山俊介） 報第9号 専決処分の承認を求めることにつきまして、賛成の立場で意見を申し上げます。

専決処分は、本来は議会が議決しなければならない事件を、時間的に議会の招集を待てない緊急な場合などに行政運営の遅れや滞りを防ぐため、例外的に市長が議会の議決に代わり

意思決定することであり、地方自治法第179条、第180条を根拠としております。

今回の場合は、当局より先ほど説明がありましたように、訴訟が突然であり、訴状の分析や対応の検討に時間が必要であったこと、弁護士との打合せに時間が必要であったこと、連休に重なり実日数が少なかったこと等により、議会を招集する時間的余裕がなかったと判断されます。

岡崎議員の御指摘のように、専決処分の執行は議会の議決権が軽視されるおそれがありますので、慎重かつ的確に行われるべきと考えますが、今回の事件につきましては地方自治法第179条を根拠に執行されたものと判断をし、賛成するものであります。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許可します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 報第9号の専決処分の承認を求めることについてでございますが、楠山議員は突然提出されてきたと、こういう認識であるようですが、これは御案内のように住民監査請求が出されてこれが門前払いをしたと、そういうことの中でこの裁判が行う、起訴がされると、こういう形になってきておりますので、4月26日ということで当局に伝わってきたということではありますが、裁判所への起訴そのものは3月たしか16日に起訴はされてると、こういう経緯でございますので、1点目はそういう意味では専決処分にしていいかどうかというこの課題も大きくあるということと、なおもう1点の観点から反対の意見を申し述べたいと思いますが、現在出されているこの議案がこれが妥当なものかと、こういう観点から反対の討論をしたいと思います。

先ほど財務課長のほうからは、広域ごみ処理施設整備事業の項目に当たることが理解がしやすいんだと、こういうことでございますが、広域ごみ処理事業は裁判に関わる事業ではございませんので、先ほど山口弁護士については市の顧問弁護士として、総務課の総務費のほうに持っている、ということから言えばこの項目に予算化して、担当の環境整備課長が全て進めていくんだというこういう体制ではなくて、まちそのものが訴えられているという理解から言えば、当然これは総務課が持ってそれぞれの課長さんがそれぞれの部署で担当して、知恵を絞っていただいて解決を図っていくと。裁判に勝った負けたという形だけではなくて、市民の要望がどの辺にあって、どうしたらこの問題が解決して合意に達するのかと、こういう観点でぜひとも取り組むべき課題だという。内容から言えば、この清掃費の中にこ

の訴訟の88万円を組むということがいかにおかしい予算措置かと、むしろ分かりにくい予算措置になっているという判断をせざるを得ないと思います。

それから88万円のこの金額の査定っていいですか協議については資料もございませんよと、山口弁護士からは一定このぐらい着手金として88万円いただきたいですよと、よろしゅうございますと、こういう経緯で88万円が出たのかなという具合に推定ができるところでございます。

しかし、この訴状は、下田市長だけではなくて一部事務組合の松木市長にも出されている訴状でございます、内容的には。その裁判は、ですからもう一つ同じ裁判があると考えべきだと。それに1件に88万円というような費用を出していかげなもんかと、こういうチェックは当然しなければならない。内容的には訴えられてる人は同じ松木さんにしても、立場が一部事務組合と下田市長という違いがございますが、両方の訴状が出されているわけですから、その担当をする山口弁護士は同じ同一人物だと、こういう事情から言えば着手金が88万円が妥当なものなのかどうなのかということは、両方を合わせてそれは当然検討していただいて、裁判をやるにしてもなるだけ費用がかからないように、効率的な裁判をしていただくという、こういうことが私は必要ではないかと思っておりますので、この予算についてはもう一度見直していただいて、提出し直していただくということが妥当ではないかと、こういう具合に考えるものです。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

2番 大西將由議員。

〔2番 大西將由議員登壇〕

○2番（大西將由） 専決処分の承認を求めることについて、報第9号について承認の立場で述べさせていただきます。

普通、民間の会社であれば、会社または社長ですね、訴訟を起こされた場合には幾らかかってもいいからやりなさいと、徹底的にやりなさいと。ただ、市の場合は民間ではありませんので、そこで予算を組まなければならないと。その日程先ほど聞きましたけれども、大分期間が短い中で、この専決ということを優先してやっただと。それに関しては、特に専決の手順に問題はなかったと私自身認識しておりますので、承認の立場で意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 着席ください。起立多数であります。

よって、報第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度下田市一般会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議第38号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第38号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） それでは、議第38号につきまして御説明申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する件でございます。地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであり、提案理由は、委員の任期満了によるものでございます。

当該委員の定数は3名であり、本市では地域的偏在がないよう配慮し、旧下田・朝日地区、稲梓・稲生沢地区、白浜・浜崎地区の3地区に区割りして、各地区から1名ずつ選任を行っております。

このうち、旧下田・朝日地区より選任されている進士信実委員が、この6月29日で任期満了となりますので、再任をお願いするというものでございます。

議案件名簿の60ページをお開きください。

今回選任の御同意をいただきたい方は、進士信実様、同じ進士信実様、下田市吉佐美にお住まいで現在66歳になられます。進士様の経歴といたしましては、静岡県職員として長く勤務され、数々の要職を歴任された後、平成31年3月末に退職されました。退職後は、平成31年4月から7月まで、松崎十字の園、令和2年1月から3月まで賀茂健康福祉センター、令

和3年4月から令和4年3月まで賀茂児童相談所に勤務され、本市及び賀茂地域の福祉行政に御尽力されました。

誠実なお人柄の上、思慮深く聡明な方であり、行政委員の職務についてもよく御理解されています。

以上のことから、当該委員につきましては進士様の選任が適任であると考えておりますので、ぜひとも皆様に御同意いただけますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑ないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第38号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第39号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第39号 教育長の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） それでは、議第39号 教育長の任命についてにつきまして御説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の61ページをお開きください。

まず、任命の根拠でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項、「教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する」との規定に基づくものでございます。

また任期につきましては、同法第5条第1項で、教育長の任期は3年と規定されており、山田貞己教育長の任期が令和6年7月20日をもって満了となるに当たり、山田教育長を再任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

山田教育長は現在62歳、下田市の出身で、下田市立下田中学校校長を最後に、令和4年3月31日付で定年退職後、令和4年7月21日付けで下田市教育長に就任されました。

山田氏は、人格高潔、誠実で指導力があり、教育文化に関して識見豊かな方であり、何よりこれまで2年間、市教育行政の発展のため指導力を発揮してきたと確信しているところで

す。

以上のことから、山田貞己氏の教育長の任命につきまして、ぜひとも御同意いただきますよう、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

〔13番 江田邦明議員登壇〕

○13番（江田邦明） 教育長の任命ということで、平成27年4月1日スタートの新教育長制度、こちらについては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新しい制度ができたと認識しております。

まず、この制度改正の意味と改正された主要のポイントについて御説明をいただきたいと思

います。

なぜならば旧制度においては、市長また議会は、教育委員の任命について同意ではございましたが、新制度移行については市長が教育長を任命し、市議会の同意を得るという制度改

正がございますので、まずその趣旨に沿って現在市長であります松木市長が任命することが適正かどうかの判断という意味で御質問をさせていただきます。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） それでは、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、こちらのほうの概要のパンフレットがございますので、ちょっとそちらのほうから幾つか拾っていきたいと思います。

ポイントとしては四つということになってございます。

まず一つ目は、今まで分かれていた教育委員長と教育長を一本化した新教育長、こちらのほうを設置したということでございます。これにより任命の責任が明確化されたというところでございます。

それから教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化ということで、こちらについては新教育長の判断により教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現、それから教育長によるチェックの機能の強化のため、教育委員の定数の3分の1以上から会議の招集の請求等ができる等のことはあったと思います。

それからポイントの3番目でございます。全ての地方公共団体に総合教育会議を設置したということでございます。これにより、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論をすることが可能になったということでございます。

あとは教育に関する大綱を首長が策定するといったところがポイントだというふうになってございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） ただいま総務課長のほうから首長による任命責任の明確化というふうなお話があったと思います。

また、総合教育会議という部分で、市長の教育行政への責任や役割が明確化されたり、教育政策への議論が可能になったということで、市長自身が十分な意思疎通で教育行政の推進を図られるという制度改革と認識しております。

また、制度改革の中では、これまでの任期を3年にしたということで、首長の任期より1年少なくしたというところが、自らの任期中に少なくとも一度は教育長を選べるためというふうなことを私が調べた中ではございました。

平成27年スタートということで、これまでは4年と3年の任期ということで、このように同じタイミングの市長選挙と教育長の選任ということはなかったところでございますが、ちょうど制度ができて12年目ということで、今回については市長選挙と教育長の選任が重複している期間だと認識しております。

自らの任期中に教育長を選任するというのが、市長の任期中なのか、教育長の新たに選任する任期中なのかという概念について、庁内で議論したことはあったかどうかについてお尋ねさせていただきます。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 任期が教育長の任期か市長の任期かということでしょうか。

今回なぜ、多分こういうことかと思えます。7月20日が教育長の任期でございます。先ほど市長も3年と申し上げましたけども、今回の山田貞己教育長につきましては、実は先ほども2年というお話があったかと思えますけども、前の佐々木文夫教育長が1年間再任された後に退任されたもので、その残任期間という決まりございますので、山田教育長はまだ2年やっただけしているというところでございます。

では、なぜかと言うと、市長の任期、新の任期が7月5日から始まります。教育長の任期が7月20日で終わります。その2週間という中で、またこの手続を取るというのは、教育の行政と安定とかそういったものを考えれば、先にここはこの6月にこの議案を上程するというのは、下田市はずっとこの方式を取ってございます。

確かに今、江田議員がおっしゃるように、そこるところと初めて市長選の任期がかぶったというところでは確かにそういった御議論もあろうかと思えます。

ただ、また逆に言えば、下田市は他町は分かりませんが、例えば市長が変わったからといって教育長が退任されるとかそういったことはなく、教育行政の長としては市長の責任で任命はいたしますけれども、その後も続けていただいているというところがございます。何とぞ御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） ちょっと議論をされたかどうかというのが分からなかったんですけど、答弁の中では、毎年6月定例会で任命してたから同じような形で今回も上程されたというような答弁に少し聞こえたところがございます。

仮の話では恐縮なんですけど、教育長の任期が4年であった場合、このやり方でいくと任期

が終わってしまう可能性のある市長が毎回教育長を任命するような形になってしまい、新教育長制度の自らの任期中に教育長を任命するという本来の制度の趣旨が崩れていってしまうと私が考えておりますが、そういった懸念性についても議論がなく、毎年6月定例会に上げてから今回も議案として上程されたのか、再度確認させていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 3年の教育長の任期と4年の市長の任期は仮にこのままいっても、次、教育長は3年後の7月20日ですので、ここについてはもう一度選任等の議案を出すことになるかというふうに私は思います。

このところに、仮に4年であればというお話を、教育長の任期が4年であればこのまま意思の疎通がなくいってしまうのではないかというお話ですけれども、だから3年の任期ですから、もし何かあっても、そのところは3年後にということはあろうかと思えます。

それから、そもそものお話をさせていただければ、市長の意に沿わない教育長を、例えばずっと何か選任させていたから3年後に代えるんだとかというお話は、現実的にはあんまり考えられないのかなと思うところです。当然そういった場合に何らかのことはあるのかなというふうには思います。

ただ、極端な罷免とかという、そういった議論は手続上はございます。今、承認をお願いしているように、今度は逆に罷免の承認をいただければ、また罷免ということもできるんですけども、そういった手続上のお話であれば何ら問題もなく、そもそも違法性もないというふうに当局としては思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 先ほどの総務課長の答弁でも申し上げたとおり、そもそもは教育行政が議員も御指摘のとおりです。教育という行政が市長部局からある程度の独立性を持って、首長がコミットメントしにくい仕組み、これを変えようということで総合教育会議みたいな装置ができて、これから行政当局と協働で取り組むべきこともあるだろうというふうになったわけです。

一方で、私たちは理念として、首長が代わるたびに人を育てる教育という重要な範疇に属することの方向性が軽々に変わることがあってはならないということ、この理念についてはぶれてはいけないのではないかというふうに私は考えるところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） この話が分かりにくいのが、市長の任期が7月3日ぐらい前だったと思うんですけども、それで山田教育長の任期が7月20日であると、それを今の市長の任期の中で任命をしますっていうことを決めましょうということになると、7月20日に任命するのが松木市長かもしれないし、別の方になるかもしれないっていうようなことになってしまいうんですね、任命ということになるとですね。

ただ、山田教育長の再任に関してどうなんですかっていう話になった場合には、大いに賛同するといいますか、当然やっていただきたい人ですっていうような多分話になるんですね。ですから、そこら辺がちょっとよく分かりにくいといいますか、市長が任命することを議会で承認してくださいっていうことになると、それいわゆるタイムスケジュール的なところでそれ法的に問題ないのかどうなのかっていうことが、何となく大丈夫なのかなっていうことが引っかかる。

一方で、山田教育長の再任に対してはもうもってを挙げて賛同いたしますっていうところの整合性みたいなことを、ちょっと御説明いただけないかというところなんですけども。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 7月4日が市長の任期、7月20日が教育長の任期でございます。

先ほどから申し上げますとおり、なぜここか、なぜ今6月でやるのか。6月でやってるからと言えばそれもそのとおりで、先ほどその前に申し上げましたけども、7月5日にそこから例えば教育長の人選をして、それから議会の日程を組んで、それは今そうやっていただいて私たち非常にうれしいんですけども、山田教育長とまたそれに賛成していただけるというのは非常にうれしいんですけども、そういった話になる。

先ほどの臨時議会を物すごく早くできるんじゃないかって言うお話ありましたけども、そうは言ってもそんなに早く、私毎回、議会の特に臨時会の日程組むに当たっては、議会事務局にもいろいろお世話になる意味ではありますけども、非常に日程を組むということも大変で、その2週間の中で例えばですけども、市長の日程、議長の日程、それから実際の前の日に例えば皆さんが議案を受け取って、次の日お願いいたしますっていうのは実際にはあり得ないとは思うんです。特にこういった人事案件って、こういうことはないと思うんですね。

ですので、ここは何かただぼうっと6月にいつも出してるから6月と言われればそうかもしれないんですけども、その日程を組むに当たっては私どもとしても考えた中でこういった今回、

日程というかこの6月議会で提案させていただいてるところの御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

13番 江田邦明議員。

〔13番 江田邦明議員登壇〕

○13番（江田邦明） 議第39号 教育長任命について、不同意の立場で意見を申し上げさせていただきます。

現松木市長の任期は7月4日であり、新しく任命をいたします教育長の任期は7月21日でございます。私はこの新教育長制度における任命責任者という者は、自らの任期中に教育長を任命すべきと考えております。また、市長というものは松木市長が選ぶのではなく、松木市長に4年間、この下田市の行政を付託した市民の声であります。自らの任期外の教育長を任命する、私が市長であれば遠慮はさせていただくところでございます。また、不在期間中の職務代理者を置くことで、教育行政の滞りをなくすことも可能でございます。

一方、防災の観点から言えば、教育長がいないことは大変喜ばしいことではございませんが、やはり自らの任期外になる可能性がある教育長をこの定例会で議会に同意を求めることはよろしくないという観点から、不同意の立場で意見をさせていただきます。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 土屋 仁議員。

〔4番 土屋 仁議員登壇〕

○4番（土屋 仁） 議第39号 教育長の任命について、同意の立場から意見を申し述べさせ

ていただきます。

この教育長の任命につきましては先ほども御説明ありましたように、地教行法の第4条第1項の規定により、教育長の資質といいますか人格が高潔で教育に関し識見を有する者のうちから首長さんが選んで議会の同意を求めるというものでございます。

実際に、山田教育長につきましては、今まで佐々木教育長の後任といたしまして、令和4年から2年間、市の教育行政の指揮監督を滞りなく行ってこられました。また、これまでの経歴におきましても、教育行政、教育委員会、学校教育課の参事、それから静東教育事務所、これは県ですけれども、そちらの所長等を歴任され、また学校現場におきましても統合前の下田中学校の校長として学校校長会の会長、その他いろいろな職務を歴任されて非常に教育長についてはこれ以上の確な方はいらっしゃらないと私は確認しております。

先ほどの反対意見の中では、特に教育長の人選については問題ないというようなお話を聞きまして安心をしたところでございます。問題は、要はこの提案日がいつなのかということと、任命権者が誰なのかというようなところだと思います。これにつきましても先ほど地教行法の平成27年の改正によって、今までの教育長の任期が3年任期になったことで、首長の任期中には必ず自分で任命できるというようなところがあるというものでございます。

また、教育長につきましては、やはりどなたが任命したといたしましても、教育長の職務であったり、こちらの教育長の適格性について変わることはないと確信してございますので、また、もし提案時期がおかしいというのであれば、これについてはもう既に議案が提案されている中で本会議に上程されている案件でございます。もしこれがおかしいというのであれば、例えば議会運営委員会等でこの提案時期等をまた調整するというようなことも考えられるのではないかと。

既にこの議案が上程されている限り、こちらの内容について山田貞己教育長が新教育長としてふさわしいかどうかを皆さんで審議していただければいいというようなところでございます。私自身におきましては、そういった理由で教育長の任命について同意をするものでございます。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 議第39号の議案に、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思いま

す。

江田議員の提案は、この12年に一度、市長の任期と教育長の任期3年と4年との関係で今日生じているような状態が生じてくると。したがって、任期でない7月4日に市長の任期が終わるので、7月20日以降の教育長の選任については、新しい市長に選任をしていただいたらどうかと、こういう提案であろうかと思えます。

しかし、そういう意味では下田市政の行政の継続性から考えますと、やはり6月時点で7月の任期の教育長を選任をしてきたという、こういうことからいきますと、これは妥当なものではないかと思うわけです。下田市のまちづくりの大きな計画は5年とか10年とかっていうような計画になっているわけであります。

市長の任期は4年しかなくても、5年先あるいは10年先の計画でも現市長が立てると、しかしそれは間違いやいろんな訂正すべきことがあれば、その都度訂正をしていくという、こういう仕組みで進められてきていようかと思えますので、そういう意味ではやはり10年に一度こういうことは起こり得りますけれども、現市長が教育長を再任をするというのは、やはり私は妥当な決定ではないかと、法的にも何ら違反するところはないという、こういう総務課長の見解でございますので、それを支持したいという具合には考えます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 着席してください。起立多数であります。

よって、議第39号 教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。5時10分まで休憩します。

午後4時59分休憩

午後5時9分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第40号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第40号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） それでは、議第40号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の62ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第291条の3第1項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、広域連合を組織する県内全市町と協議するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、当広域連合規約の一部を変更することについて、同広域連合の関係地方公共団体と協議するためでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げますので、議案件名簿の63ページをお開き願います。

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約として、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更するものです。

表第1中、「被保険者証及び資格者証」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

続きまして、附則でございますが、この規約は令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第40号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 後期高齢者の広域連合の規約の一部改正は、下田市だけで整うわけではないと思うわけですが、県下どのように進められることになっているのか、まずお尋ねをし

たいと。

それから、この規約は令和6年12月2日から施行するという、こういう規定になっておりますので、これを6月議会で決定するというのはいかがなもんかと私は思うわけです。しかもこの内容は、このマイナンバー等に関わるものであろうかと思いますが、保険証をなくなすという、こういうことにつながってまして、御案内のように医療機関やこの保険関係の機関でいろんな混乱が現在起きているところであろうと思うわけでありまして。国のほうはマイナンバーを進めるんだと、こういうことで進めていようかと思いますが、状況を見てみますと、幾ら国がそういう具合に言いましても、これは現状の中で訂正をせざるを得ないような状況も出てくるんじゃないかということが一方予測されるのではないかと思います。

こういう状況から考えますと、12月2日から施行をするものを今日この制定すべきではないと、状況をきっちり見定めて時期に間に合うようにやればいい内容ではないかという具合にこういう具合に考えますので、どうして今の時点でこれを保険証の資格証明を資格確認書等ということに改めるこの根拠というのはどこにあるのかということをお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、県下どのようという部分のところですけども、県下全て35市町、議会のほうに上程して、こちらのほうを議決をいただくような形になります。県下の議会においては基本的にはこの12月に間に合わせるために、6月または9月の議会に上程するような形になっておりまして、その後、広域連合の議会においてこれがまだ審議される形になりますので、早めの動きが必要だということで、本6月議会に下田市では上程させていただくという形になります。

続いて、被保険者証及び資格者証を今回改めるという部分につきましては、沢登議員御認識のとおり、一応マイナンバーカードを使った保険証というのが今進められておりますが、マイナンバーカードを保持しない、あるいは旧保険証を持ってらっしゃる方っていうのもまだおります。そのため、今回のこの改正につきましては、この資格者証等の部分にいろんなものが含まれるような形にはなるんですけども、基本的には特定疾病の医療受給者証とか被保険者証、あと減額証、限度額証などいろんなものがこれ含まれると。要するに、マイナンバーカードじゃなくても使えるものが入るようにここを改めるものでございますので、そういう形でこちらのほうは資格者証等という表現で含めているという形になります。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） ありがとうございます。認識不足があるかもしれませんが、そうしますと資格確認書というものは、被保険者証とどう違うのかと違わないのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 資格確認書というものは、例えば保険証を持たない方で、例えばちょっと滞納があったりとかっていう部分に、ただ資格はありますよという部分で資格者証を交付する場合があります。これを提示すれば医療保険が受けられるような形にはなるんですけども、そういうものも想定しているということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） よろしいですか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 保険証等を持っていなくても、これを持っていれば保険証の代わりになるよと、こう理解をしてよろしいのかということと、そうしますとこの交付についてはどこの保険者がどういう具合に発行をするのかと。これ12月2日からやるってことになりますので、12月2日前にこの発行事務、欲しいよって人があればその発行事務が出てくるということになるかと思うんですけども。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 最初の質問については、議員御理解のとおりです。

交付についての部分ですけれども、今回のこの規約は12月2日から施行ということなので、12月2日以降の発行の部分についてこれが適用されると。それまでの間は現行の部分となりますので、12月1日までは現行と同様という形で。

この保険者については、静岡県後期高齢者医療連合のほうで行いまして、窓口は各市町でやるという形になります。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 議第40号につきまして、反対の立場から討論をさせていただきたいと思
います。

12月2日施行のものをこの6月議会でやることはないというのが1点でございます。

もう1点目は、やはりマイナンバーカードに伴います医療保険制度、医療保険証の取扱い
等につきまして、医療機関等もそれらのものを残してほしいと、こういう要請が出されてい
るところであろうかと思えます。それを一方的に国のほうはこの法律施行を進めようとい
うようなことが状況として見られていようかと思えます。その代替として、今の説明ですと保
険証がなくなりますので、それに代わるようなものを12月2日から発行をできるようにする
んだと、こういうことかと思えますが、状況はこれはこう言いながらも状況が変わってくる
ことも予想はされますので、まだ時期的には9月議会もありますし、この臨時議会もあると
いう、こういう状況でございますので、全国の状況をきっちり見定めて方向づけをすべきで
はないのかと、こういう具合に私は考えますので、この議案に反対をするものでございます。

○議長（中村 敦） 次に、賛成意見の発言を許します。

3番 浜岡 孝議員。

〔3番 浜岡 孝議員登壇〕

○3番（浜岡 孝） 賛成の立場で発言いたします。

すべきことが決まっているものを早めにやることをとどめることはないと思えます。その
点に関しまして、今回の上程に関しましては何ら問題ないということをもまず第1点。

第2点といたしましては、確かに国の今回の保険証ナンバーカード云々の一連の議論がま
だ固まってないところもあろうかと思えます。その点に関しては今後の動向についてのウォ
ッチをするべきだと思えますが、今回の資格確認書等となっているものについては、ここが
なかなかみそでございまして、仮にこれがうまく現状を進めようと思っているものがいかな

かった場合でも、私はこの等で対応できるということであろうと思いますので、どちらにでも対応できるということからして、今回の改正について賛成として進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦） 着席ください。起立多数であります。

よって、議第40号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第41号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第41号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（土屋武久） 議第41号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の64ページをお開き願います。

下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙65ページのとおり制定するものです。今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、令和6年法律第4号等の施行に伴う下田市税賦課徴収条例の改正項目のうち、報第6号で専決処分の報告を行った令和6年4月1日施行分以外についての改正となっております。

提案理由は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うためです。なお、今回の改正のうち、地方税法等の改正に係る部分は、専決処分の報告を行いました一部改正条例と同様、国から示されました改正に沿った内容となっております。

それでは、主な改正内容を説明資料により御説明申し上げます。

お手数ですが、議案説明資料の146ページをお開きください。146ページの議第41号説明資料①です。

概要といたしまして、（１）個人市民税については公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備で、令和6年通常国会において、公益信託に関する法律が全部改正され、新たな公益信託制度が設けられることが予定されているため、寄附金税額控除の対象に所得税と同様、公益信託の信託事務に関連する寄附金を追加するものです。

施行期日は、公益信託に関する法律、令和6年法律第30号の施行の日の属する年の翌年の1月1日です。

（２）固定資産税、都市計画税については、私立学校法の改正に伴う規定の整備で、私立学校法の改正により、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定中、私立専修学校等を定義する条項の修正、施行期日は令和7年4月1日です。

続きまして、次の147ページ、議第41号説明資料②をお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、下線部分が改正箇所です。改正箇所を簡単に御説明申し上げます。

第34条の7は、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備です。147ページの下段から148ページまで、第56条は私立学校法の改正に伴う規定の整備で、私立専修学校等を定義する条項の修正、同じく148ページ、附則第4条の2は、公益法人等に係る市民税の課税の特例の規定の削除で、単に課税標準の計算、みなし課税を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除することとする改正です。

お手数ですが、議案件名簿65ページにお戻りください。

附則として、第1条は施行期日を定めるもので、この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び次条の規定は、公益信託に関する法律、令和6年の法律第30号の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものです。

第2条は市民税に関する経過措置となっております。

以上、議第41号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第41号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第42号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第42号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） それでは、議第42号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案件名簿の66ページをお開きください。

下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、67ページから81ページのとおり制定するものです。

初めに、提案理由ですが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

それでは、改正の内容につきまして、議案説明資料で御説明申し上げますので、議案説明資料の150ページをお開き願います。

説明資料の①となります。まず、改正の概要ですが、市の介護サービス事業者や介護保険施設の人員、設備、運営等に関する基準等については、国や県の定める基準により条例で定めておりますが、今回、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月25日に公布されたことに伴い、市の条例を改正するものです。

2の今回の整理条例により改正する条例は4つの条例であり、資料に示す（1）から（4）までの条例となります。

主な改正の内容についてですが、（1）下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営

並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例における主な改正は大きく5つ。

アとして、第4条から6条、12条から14条に規定される指定居宅介護支援事業者に対する指定介護予防支援事業者の指定に係る事項で、地域包括支援センターを運営する事業者だけでなく、指定居宅介護支援事業者も指定介護予防支援の提供に当たる事業者に指定することができるようにするものでございます。

イとして、第23条に規定される重要事項のウェブサイトへの掲載に係る事項で、原則として重要事項のウェブサイトへの掲載を義務づけるものでございます。

ウとして、第30条、第32条に規定される身体的拘束等の適切な取扱いに係る事項で、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。身体的拘束等を行う場合は、その状況や理由等を記録しなければならないことを義務づけるものとなります。

151ページをお開き願います。

エとして、第32条に規定される利用者の居宅を訪問する回数の緩和に係る事項で、現在、少なくとも3か月に1回は利用者の居宅を訪問し、利用者の面接を行うこととなっているものを、面接にテレビ電話等を活用することを利用者が同意し、サービス担当者会議等において、関係者の合意を得ている場合には、3か月ごとの期間において少なくとも連続する2期間（6か月）に1回は、利用者の居宅を訪問、面接を行い、居宅を訪問しない期間はテレビ電話等を活用して面接を行うことができると認めるものでございます。

最後にオ、第32条に規定される市に対する情報提供に係る事項で、市から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況を市に情報提供することとするものでございます。

続いて、2つ目の（2）下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例における主な改正は大きく5つ。

アとして、第5条に規定される管理者の兼務範囲の明確化に係る事項で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内におけるほかの事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化するものでございます。

イとして、第6条に規定される公正中立性の確保のための取組の見直しに係る事項で、次の内容について利用者に説明することを努力義務とするものです。

一つ目、作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用

具貸与の各サービスの割合。

二つ目、作成したケアプランに位置づけた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合を定めるものです。

続いてウとして、第15条、31条に規定される身体的拘束等の適切な取扱いに係る事項で、内容は先ほど説明した1の条例におけるウと内容は同一のものとなります。

エとして、第15条に規定される利用者の居宅を訪問する回数の緩和に係る事項で、現在少なくとも1か月に1回は利用者の居宅を訪問し、利用者の面接を行うこととなっているものを、面接にテレビ電話等を活用することを利用者が同意し、サービス担当者会議等において関係者の合意を得ている場合には、1か月ごとの期間において少なくとも連続する2か月に1回は利用者の居宅を訪問し、面接を行い、居宅を訪問しない期間はテレビ電話等を活用して面接を行うことができると認めるものでございます。

最後にオとして、第24条に規定される重要事項のウェブサイトへの掲載に係る事項で、内容は先ほど説明した1の条例におけるイと同一の内容となります。

続いて、3つ目の(3)下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例における主な改正は大きく9つ。

アとして、第6条から記載される191条までに規定される介護療養型医療施設の廃止に伴う文言整理に係る事項で、介護療養型医療施設については、経過措置期限の到来により、令和5年度末で完全廃止されることを踏まえ廃止するものでございます。

イとして、第7条から記載される192条までに規定される管理者の兼務範囲の明確化に係る事項で、2の条例のアと同一の内容となります。

ウとして、第24条から記載される197条までに規定される身体的拘束等の適切な取扱いに係る事項で、(1)の条例のウと同一。

エとして、第34条に規定される重要事項のウェブサイトの掲載に係る事項は、(1)の条例のイと同一の内容となります。

オとして、第106条の2からここに記載される202条までに規定される利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減方策検討委員会の設置に係る事項で、介護サービス事業所において利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減するための方策を検討する委員会を定期的を開催することを義務づけるものでございます。

続いて、カとして、第125条から記載される172条までに規定される協力医療機関等との連

携強化に係る事項で、利用者の症状が急変した場合に、医師または看護職員が相談対応を行う体制が、事業所が診療を求めた場合に診療を行う体制を常時確保している協力医療機関を定めるよう努めることや、事業所と協力医療機関とが新興感染症の発生時等の対応について協議すること等を定めるものでございます。

キとして、第130条に規定される生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置等の特例的な柔軟化に係る事項で、先進的な生産性向上の取組を促す観点から、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に人員配置基準、この場合、看護職員及び介護職員の合計数について、本条第1項第2号に定める基準に変えて、常勤換算法で要介護者である利用者の数が3、またはその端数を増すごとに0.9以上であることとするものでございます。

クとして、第187条に規定されるユニットケア施設管理者研修の受講の努力義務に係る事項で、ユニットケア施設管理者研修の受講を努力義務化するものでございます。

最後に、ケとして、第197条に規定されるサービス内容の明確化に係る事項で、看護小規模多機能型居宅介護サービスにおいて、通い、泊まりにおける看護サービスが含まれる旨を明確化するものでございます。

最後に、4つ目の（4）下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例における主な改正は大きく6つ。

アとして、第6条から記載される79条までに規定される管理者の兼務範囲の明確化に係る事項。

153ページをお開きください。

イとして、第9条、44条に規定される介護療養型医療施設の廃止に伴う文言整理に係る事項。

ウとして、第32条に規定される重要事項のウェブサイトへの掲載に係る事項。

エとして、第40条、42条、53条に規定される身体的拘束等の適切な取扱いに係る事項。

オとして、第63条の2、86条に規定される利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減方策検討委員会の設置に係る事項。

カとして、第83条に規定される協力医療機関等との連携強化に係る事項となり、細かな説明については前述させていただいておりますので、省略させていただきます。

具体的な改正内容については、新旧対照表により説明させていただきますので、次ページの154ページを御覧ください。説明資料2となります。

初めに、第1条、下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正について御説明申し上げます。

左が改正前、右が改正後となります。主な改正内容は、第4条第2項として、指定居宅介護支援事業者に対する指定介護予防支援事業者の指定に関する事項を追加、第5条第3項に指定居宅介護支援事業者における管理者の設置に関する事項の追加。

155ページをお開き願います。

第4項に、管理者設置の緩和条件の追加、第6条第3項中に担当職員の設置基準の明確化、第12条第2項に利用料に関する記載の追加、第3項に利用料に関するサービス内容及び費用についての記述を追加。

少し飛びますが、157ページをお開きください。

第23条第3項に重要事項の提示を追加、第30条第2項第3号に身体的拘束等の取扱い等を追加、第32条第1項第2号の2及び第2号の3に、身体的拘束等の取扱い等を追加。

158ページから159ページにかけての第16号に、利用者の居宅を訪問する回数の緩和の追加、第29号に市に対する情報提供の義務づけを追加するものでございます。

161ページをお開き願います。

次に、2つ目として、第2条、下田市指定介護支援等に係る事業者の支援に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の改正について御説明申し上げます。

左が改正前、右が改正後となります。主な変更内容は、第5条第3項に管理者の兼務範囲についての記述を追加、第6条第2項及び第3項にケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者への説明、理解を得ることの義務づけを努力義務に緩和。

163ページをお開きください。

第15条1項第2号の2及び第2号の3に、身体的拘束等の取扱いの追加、第15号に利用者の居宅を訪問する回数の緩和の追加。

165ページをお開きください。

第24条第3項に重要事項のウェブサイトへの掲載を追加、第31条第2項第3号に身体的拘束等の記録に関する規定を整備することを追加するものでございます。

次に、167ページをお開き願います。

3つ目の第3条、下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について御説明申し上げます。

左が改正前、右が改正後となります。主な内容は、第6条の改正は、改正前の第5条第11号に規定された介護療養型医療施設の廃止に伴う文言整理、第7条に管理者の兼務範囲を明確化、第24条第1項第8号及び第9号に身体的拘束等の適正化を追加。

169ページをお開きください。

第34条第3項に重要事項のウェブサイトへの掲載を追加、第42条第2項第5項に身体的拘束等の取扱い及び記録を追加するものです。

続いて、第47条の改正は、改正前の第4項第11号に記載された指定介護療養型施設の廃止に伴う文言整理。

171ページをお開き願います。

第48条は管理者の兼務範囲の明確化、第51条第1項第5号及び第6号に身体的拘束等の適正化の追加、第58条第2項第3号に身体的拘束等の取扱い及び記録を追加するものです。

続いて、第59条の4は管理者の兼務範囲の追加、第59条の9第1項第5号及び173ページの第6号に身体的拘束等の取扱い及び記録の追加、第59条の19第2項第3号に身体的拘束等の記録の追加、第59条の24は管理者の兼務範囲を明確化。

175ページをお開き願います。

第59条の30第1項第3号及び第4号に身体的拘束等の取扱い及び記録の追加、第59条の37第2項第4号に身体的拘束等の記録の整備を追加するものです。

続いて、第62条は管理者の兼務範囲の明確化、第65条の改正は文言整理。

177ページ、第66条は管理者の兼務範囲の明確化、第70条第1項第5号及び第6号に身体的拘束等の取扱い及び記録の追加、第79条第2項第3号に身体的拘束等の記録の整備に関する規定を追加するものです。

179ページをお開き願います。

第82条第6項は介護療養型医療施設の廃止に伴う文言整理、第83条は管理者の兼務範囲の明確化。

181ページをお開き願います。

第92条第1項第3号に身体的拘束等の取扱いを追加、第7号に検討委員会の開催と結果の共有、研修の実施についての規定を追加、第106条の2委員会の設置を義務づけるものです。第111条及び183ページの第121条は管理者の兼務範囲の明確化、第125条第2項から第6項に

協力医療機関との連携強化を規定する事項を追加するものです。

続きまして、186ページをお開き願います。

第130条は11項に介護サービスの質向上等のため、生産性向上に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化に係る事項の追加。

187ページをお開き願います。

第131条は管理者の兼務範囲の明確化、第147条第2項から第6項に協力医療機関との連携強化を規定する事項の追加。

第148条から189ページ、第149条は文言の整理をするものとなります。

続いて、151条から152条は文言の整理、165条の2は協力医療機関等との連携及び対応方法の定期的な見直しの義務化の追加。

191ページをお開き願います。

第166条は管理者の兼務範囲の明確化、第167条は文言の整理、第172条は協力医療機関等との連携強化を明確化。

193ページをお開き願います。

第176条及び第177条は文言の整理、第187条は第5項にユニットケア施設管理者研修の受講の努力義務の追加、第189条は文言の整理を行うものです。

195ページをお開き願います。

第190条は文言の整理、第191条第7項は介護療養型医療施設の廃止に伴う文言整理、第192条は管理者の兼務範囲の明確化、第197条第1項第1号はサービス内容の明確化。

197ページ、第7号は身体的拘束等の適正化のための措置等の追加、第201条及び第202条は文言の整理を行うものです。

200ページをお開きください。

最後に、4つ目の第4条、下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援に関する基準を定める条例の改正について御説明申し上げます。

左が改正前、右が改正後となります。主な改正内容は、第6条に管理者の兼務範囲の明確化、第9条第2項は介護療養型医療施設の廃止に伴う文言整理。

201ページをお開き願います。

第10条は管理者の兼務範囲の明確化による文言整理、第32条第3項に重要事項のウェブサイトへの掲載を義務化、第40条第2項第3号に身体的拘束等の取扱いを追加、第42条第1項

第10号及び第11号に身体的拘束等の取扱いを追加するものです。

203ページをお開き願います。

第44条、表中、介護療養型医療施設の廃止に伴う文言整理、第45条は管理者の兼務範囲の明確化。

205ページをお開き願います。

第53条第3項に身体的拘束等の適正化のための措置の追加及び必要な検討、指針の整備、研修等の実施を明文化、第63条の2に委員会の設置を義務づけ、第64条第2項は文言を整理するものです。

続いて、第72条及び207ページの第79条は管理者の兼務範囲の明確化、第83条は協力医療機関等との連携体制の構築等を明確化、第85条は文言の整理を行うもの。

209ページをお開き願います。

第86条は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務づけを準用対象に加える改正をするものです。

続きまして、お手数ですが、議案件名簿にお戻りいただき、80ページをお願いいたします。

附則でございますが、第1号として、この条例は公布の日から施行するものでございます。第2条、重要事項の掲示に係る経過措置でございますが、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第23条第3項の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として重要事項をウェブサイトに記載しなければならない」とあるのは削除。

第2条の規定による改正後の下田市指定介護予防支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第24条第3項の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」とあるのは削除。

第3条の規定による改正後の下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の規制に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第34条第3項の規定の適用については、同項中「指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」とあるのは削除。

第4条の規定による改正後の下田市指定地域密着型予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準を定める条例第32条第3項の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」とあるのは削除とする。

第3条については、身体的拘束等の適正化に係る経過措置でございまして、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び197条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

第4条、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置でございしますが、この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2の規定の適用については、これらの規定中、「開催しなければ」とあるのは「開催するよう努めなければ」とする。

第5条、協力医療機関との連携に関する経過措置でございしますが、この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とするものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第42号 下田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第42号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第43号～議第45号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第43号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第44号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第45号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題といた

します。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志） それでは、議第43号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第3号）から議第45号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）までについて、一括して御説明申し上げます。

別紙水色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

6月の補正予算につきましては、当初予算で想定されなかった事項で緊急に対応しなければならないもの、国の施策として実施する物価高騰対応重点支援給付金事業をはじめ、国県補助金等が採択されたもの及び令和5年度ふるさと応援寄附金で、令和5年度中に基金積立てができなかったもの等を中心に補正予算を編成いたしました。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度下田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,771万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億271万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」によるというもので、6ページをお開きください。

債務負担行為の追加は1件で、事項は市県民税（普通徴収）電算処理業務委託料で、期間は令和6年度から7年度まで、限度額は事業予定額120万円の範囲内で、市県民税（普通徴収）電算処理業務を委託する旨の契約を令和6年度において締結し、令和7年度において支払うものでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、第1項地方債の追加は「第3表 地方債補正 1 追加」による、第2項地方債の変更は「第3表 地方債補正 2 変更」によるというもので、補正予算書の7ページをお開きください。

地方債の追加は1件でございます。起債の目的、河川緊急浚渫事業、限度額500万円は、

台風等による河川氾濫等の浸水被害防止を目的に、準用河川、田牛川において浚渫工事を実施するため、緊急浚渫推進事業債を発行するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして8ページ、地方債の変更は2件でございます。

1件目、起債の目的、市営住宅改修事業につきましては、国庫補助の社会資本整備交付金の減額に伴い、限度額1,500万円を限度額2,140万円に増額するもの。

2件目、起債の目的、小学校空調設備設置事業につきましては、国庫補助の学校施設環境改善交付金の内示を受けたことに伴い、限度額490万円を限度額4,250万円に増額するもので、当初予算で計上していた実施設計業務委託分に加え、大賀茂小学校においては、1特別教室、それ以外の6つの小学校につきましては各2つの特別教室、計13の特別教室における空調機本体工事を実施するものでございます。

いずれも、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げますので、お手数ですが、別冊の補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

企画課関係、14款2項1目4節国庫・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億3,127万5,000円の増額は、物価高騰対応重点支援給付金事業を実施するため交付されるもの、18款2項1目4節ふるさと応援基金繰入金2,070万円の増額は、充当先事業費の増額によるもの、20款5項4目20節雑入260万円の追加は、自治総合センターコミュニティ助成金で、対象は外浦区の放送施設設備設置及び吉佐美区の掲示板設置でございます。

財務課関係、19款1項1目1節繰越金1億1,000万円の増額は、今回の補正財源とするものでございます。21款1項3目8節河川債から同6目1節小学校債までの地方債の増額は、先ほど予算書7ページ、8ページにて御説明申し上げました追加1件及び変更2件に関するものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

防災安全課関係、18款2項1目5節防災基金繰入金140万円の減額は、土砂災害・洪水ハザードマップ作成に係る国庫補助の増額に伴い減額するもの、20款5項4目20節雑入60万円の追加は、地域防災組織育成事業助成事業で、須崎区自主防災会のテントほか防災資機材の整備に関する助成金を受け入れるものでございます。

市民保健課関係、20款5項4目20節雑入3,320万円の追加は、ワクチン生産体制等緊急整

備基金助成金で、新型コロナウイルスワクチン接種に係るもの。

福祉事務所関係、14款1項1目5節国庫・生活保護費等負担金165万円の追加は、生活保護システムの改修費、同2項2目2節国費・児童福祉費補助金945万1,000円の追加は、母子家庭等対策総合支援事業及び児童手当に係るシステム改修に対するものでございます。

産業振興課関係、15款2項1目12節県費・地方中学生支援事業費補助金2万2,000円の追加は、地方就学生支援事業費補助金に対するもの。

6ページ、7ページをお開きください。

観光交流課関係、17款1項4目1節観光費寄附金5万円の追加は、観光振興に対する寄附を受け入れるもの。

建設課関係、14款2項5目1節国費・社会資本整備総合交付金496万2,000円の減額は、補助内示によるもので、そのうち防災安全交付金事業152万7,000円の増額は、土砂災害・洪水ハザードマップ作成に対するもの、公営住宅等ストック総合改善事業の648万9,000円の減額は、市営住宅改修工事に係るものでございます。

学校教育課関係、14款2項6目1節国庫・小学校費補助金730万6,000円の増額は、小学校空調設備設置に対するもので、当初予算計上の実施設計分に加え、本体空調設備工事分についても内示を受けたものでございます。18款2項1目14節学校施設整備基金繰入金1,250万円の増額は、小学校空調設備設置事業費の増に伴うものでございます。

生涯学習課関係、20款5項4目20節雑入572万4,000円の追加の内訳といたしまして、スポーツ振興くじ助成金102万4,000円は、下田・河津間駅伝競走大会及び黒船アクアスロンに対するもの、地域づくり助成金470万円は、移動図書館車両購入に対するものでございます。

次に、歳出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

総務課関係、2款1項7目0142庁舎管理事業59万4,000円の増額は、東本郷庁舎の西館に移転により使用しなくなった旧議場棟のエアコン等を移設するもの、同9項1目0910電算処理総務事務157万円の増額のうち、社会保障・税番号制度適用改修業務委託は、各種業務に係るマイナンバー関連レイアウトの改修、人事給与システム改修業務委託は、児童手当改正に係る人事給与システムの改修費、同0921行政情報化推進事業は、電子申請システムで拡張予定であった機能を公式LINE行政サービスにより対応することとしたため組み替えるもの。

企画課関係でございます。2款1項8目0240地域振興事業288万4,000円の増額のうち、自

治総合センターコミュニティ助成金・補助金は、受け入れた歳入をそのまま交付する、いわゆるトンネル補助でございまして、吉佐美区の掲示板及び外浦区の放送設備設置に交付するものでございます。地区集会所建設事業補助金は落合区に対する補助、同0248政策推進事業27万1,000円の追加は、稲梓地域まちづくり協議会委員の謝礼、同21目0405ふるさと応援基金4,356万8,000円の増額は、令和5年度分のふるさと応援寄附金を積み立てるものでございます。

財務課関係、12款1項1目予備費46万4,000円の増額は、歳入歳出調整額でございまして。

防災安全課関係、2款7項1目0753防犯対策事業1万5,000円の追加は、下田警察署管内暴力追放推進協議会負担金、2款8項1目0861防災組織育成事業60万円の追加は、トンネル補助でございまして、須崎区の自主防災会のテントほか防災資機材整備に対するもの、同2目0895防災基金269万8,000円の増額は、令和5年度分のふるさと応援基金を積み立てるものでございます。

市民保健課関係、4款1項2目2020予防接種事業4,736万円の追加のうち4,720万円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の費用で、10月より65歳以上の高齢者等を対象に、インフルエンザと同様のB類疾病の定期接種として実施するもので、1回当たり自己負担額3,500円、市費負担額3,500円、国費負担8,300円により行うもの、水銀廃棄物処理業務委託は、市役所で利用した血圧計、体温計の水銀処理に関する委託。

福祉事務所関係でございまして。3款1項1目1021物価高騰対応重点給付金事業（子育て世帯分）6,882万8,000円の増額は、令和6年度になって新たに住民税が非課税、または均等割のみ課税となった世帯に対する給付及びその対象世帯に18歳以下の児童がいた場合の加算を行うためのものでございます。同1022物価高騰対応重点支援給付金事業（調整給付）1億6,244万7,000円の追加は、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の個人に対し給付を行うためのものでございます。同6目1150ほのぼの福祉基金853万6,000円の増額は、令和5年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの、同3項2目1502児童手当支給事業935万9,000円の増額は、児童手当法改正に対応するシステム改修費、同10目1730子育て支援基金1,386万4,000円の増額は、令和5年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの、同4項1目1752生活保護適正実施推進事業220万円の増額は、生活保護システムの改修経費。

10ページ、11ページをお開きください。

産業振興課関係、2款1項10目0246移住交流居住推進事業3万円の追加は、地方就職学生支援補助金で、国・県・市により大学卒業時に地方への移住、就職支援としまして交通費相

当の一部を補助するもの、5款1項3目3100農業振興事業191万6,000円の減額は、地域おこし協力隊に係る経費で、昨年までの隊員の退任により10月から新たに採用する内容に組み替えるもの、同2項5目3550みどりの基金354万3,000円の増額は、令和5年度分のふるさと応援寄附金を積み立てるものでございます。6款1項2目4050商工業振興事業250万円の増額は、空き店舗等活用創業支援事業補助金は相談者の増により、当初の発券分から5件増の計13件相当に増額するものでございます。同4052企業誘致推進事業570万円の追加は、デジタルノマド誘致モデル構築業務委託を実施するもので、デジタルノマドとはIT技術を活用し、場所にとらわれず世界中を旅しながら仕事をする人たちのことで、本年4月1日より特定ビザが施行されるなど注目を集めており、これまでのワーケーション事業での資産を生かした受入れモデルを構築することにより、グローバル関係人口の拡大を図るものでございます。

観光交流課関係、6款2項2目4250観光まちづくり推進事業1,050万円の追加は、宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金を新設するもので、宿泊業の人手不足対策のため、県との並行補助によりスマートチェックインシステム等の導入及び従業員宿舎等の整備に対し補助するもの、同5目4385世界一の海づくり基金896万2,000円の増額は、令和5年度分のふるさと応援寄附金を積み立てるものでございます。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務10万円の増額は、土砂災害・洪水ハザードマップ作成に係る事業費の増、同3項1目4800河川維持事業500万円の増額は、準用河川、田牛川の浚渫工事、同5項2目5180伊豆縦貫道建設促進事業34万6,000円の追加は、敷根地区用地活用に係る土地の不動産鑑定業務委託、同6目5465景観まちづくり基金644万1,000円の増額は、令和5年度分のふるさと応援基金を積み立てるものでございます。

学校教育課関係、9款1項5目6040教育振興基金386万1,000円の増額及び同6目6045小学振興基金87万3,000円の増額は、令和5年度分のふるさと応援寄附金を積み立てるもの、同2項1目6050小学校管理事業5,744万円の追加は、国庫補助の内示に伴い、大賀茂小学校については1教室、それ以外の6小学校については各2教室の計13特別教室に係る空調設備工事を行うもの。

生涯学習課関係、9款4項4目6500芸術文化振興事業83万4,000円の増額は、国指定文化財であります玉泉寺のロシア人墓地の改修工事に対する補助金、同6目6600図書館管理運営事業586万円の追加は、移動図書館車両購入に関するもの、同5項1目6701スポーツ推進事業238万4,000円の増額のうち、下田・河津間駅伝競走大会実行委員会負担金（スポーツ振興くじ分）は、歳入の交付決定を受けましたスポーツ振興くじ助成金のうち、河津町対象分と

して交付される分を負担金により繰り出すもの、東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進協議会補助金は、今年度よりJPSA（日本プロサーフィン連盟）のプロリーグとして発足しましたSリーグのツアーが10月に下田市で開催されることに伴い、交流事業地域イベント等を開催するためのものがございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第43号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第44号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の37ページをお開きください。

令和6年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,907万9,000円とするものがございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の38ページから41ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条、債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額が「第2表 債務負担行為」によるというもので、補正予算書の42ページをお開きください。

債務負担行為は1件で、事項は国民健康保険電算処理業務委託料で、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は事業予定額270万円の範囲内で、国民健康保険電算処理業務を委託する旨の契約を令和6年度において締結し、令和7年度において支払うものがございます。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算の概要12ページ、13ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項2目1節国庫・社会保障・税番号制度システム整備費補助金512万9,000円の追加及び4款1項1目2節県費・特別交付金305万円の減額は、システム改修に伴うもので、歳入科目を特別交付金から国費に組み替えたほか、国費では改修費の増に伴い、補助を受け入れるものがございます。

14ページ、15ページ、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 8300 国民健康保険総務事務 395 万円の増額は、マイナンバー対応及びオンライン連携に係るシステム改修費ほかでございます。5 款 1 項 1 目 8480 特定健康診査保健指導事業 24 万 9,000 円の増額は、健康センター及び河内町内で実施することになりました特定検診用に市民用のシャトルバスを運用するための経費でございます。8 款 1 項 2 目 8530 国民健康保険償還金事務 448 万 5,000 円の減額は、令和 5 年度の保険給付費等普通交付金の確定によるもの、9 款 1 項 1 目 予備費 236 万 5,000 円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第 44 号 令和 6 年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第 45 号 令和 6 年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

補正予算書の 55 ページをお開きください。

令和 6 年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるもので、第 1 条の債務負担行為でございますが、地方自治法第 210 条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第 1 表 債務負担行為」によるというもので、補正予算書の 56 ページをお開きください。

債務負担行為は 1 件で、事項は介護保険料電算処理業務委託料で、期間は令和 6 年度から令和 7 年度まで、限度額は事業予定額 110 万円の範囲内で介護保険料電算処理業務を委託する旨の契約を令和 6 年度において締結し、令和 7 年度において支払うもので、介護保険料に係る電算処理業務委託料費用を債務負担行為として設定するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第 45 号 令和 6 年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

以上で、議第 43 号 令和 6 年度下田市一般会計補正予算（第 3 号）から議第 45 号 令和 6 年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）までの補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

休憩しなくて大丈夫ですか。一時退室したい方はそっと退室して結構です。

それでは、これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第 43 号 令和 6 年度下田市一般会計補正予算（第 3 号）に対する質疑を許します。

2 番 大西將由議員。

○2番（大西將由） 一つだけお伺いしたいんですけれども、補正予算書の23ページの4052事業の企業誘致推進事業ということで、3月においてですが私、交流にぎわいについての一般質問で、店舗等の誘致に関する支援の取組やその成果についてしたんですが、その中で課長の答弁で開国のまちとして海外にも目を向けた施策展開はという内容で、このデジタルノマドの誘致という答弁いただいたんですが、早速こういうふうに補正で載せていただいたんですが、額がかなり大きく570万円ということになってますが、この具体的な内容と、あとそれに対する今後の目標とかビジョンというのをお伺いしたいなと思ひまして、その1点をお願いします。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） それでは、デジタルノマド誘致モデルの構築業務委託についてお答え申し上げます。

まず、本事業につきましては長期に滞在をしますデジタルノマド誘致しまして、国外との競争を生み出して地域と交流を重視した取組を行うことで、グローバル版の関係人口の創出を図ろうというものでございます。

具体的な内容といたしましては、世界的に影響のあるデジタルノマドを招致しまして、そのデジタルノマドを交えた受入れ体制の構築に向けたワークショップの開催であったり、地域コンテンツの造成、体験、それから地域交流イベントの開催等を予定しているものでございます。

それから、今後の目標としましては、まず今年度のワークショップ等のフィードバックを基に、地域コンテンツの実装であったり長期滞在に向けた宿泊プランの創出など、地域の事業者の皆様と連携をした受入れ体制の構築を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 2番 大西將由議員。

○2番（大西將由） ありがとうございます。今年初めてということなんで、私もなるべく協力します。うまくいくようによろしく申し上げます。終わります。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第43号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議第44号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第44号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第45号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第45号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（中村 敦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

8日、9日は休会とし、10日にそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、11日午前10時から本会議を開催しますので、御参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

お疲れさまでした。

午後6時28分散会